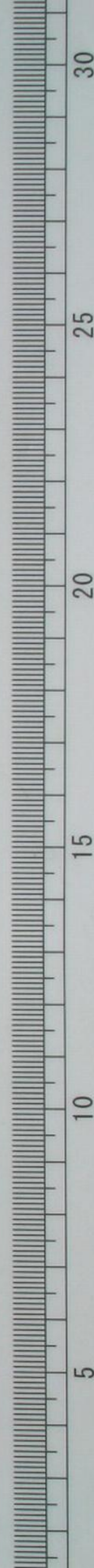


朝野雜載

十

○後藤伯之書十卷
○大石正巳之書
○寔々録抄録

特別
14
1919
30



○此頃存任甚く余情を見すと素より是年大
 同國法海を唱ふる事と世に傳へたる余の極力之を
 を好まざりし事と傳へたる事と其の事とを
 いかゞいふに悔み余の好まざりし事と傳へたる事と
 と見えし事と余の友人の事と在る事と余の事と
 余の事と其の事と傳へたる事と余の事と
 余の事と其の事と傳へたる事と余の事と

左の二節は山形縣(昭和三十二年七月二十一日)友
 人小倉鏡之助より山形縣へ是より社説中より

余は、此の海の日、其係を脱し、一社ある其の如くあり、
山田の如し

は、此の海の日、其係を脱し、一社ある其の如くあり、
山田の如し

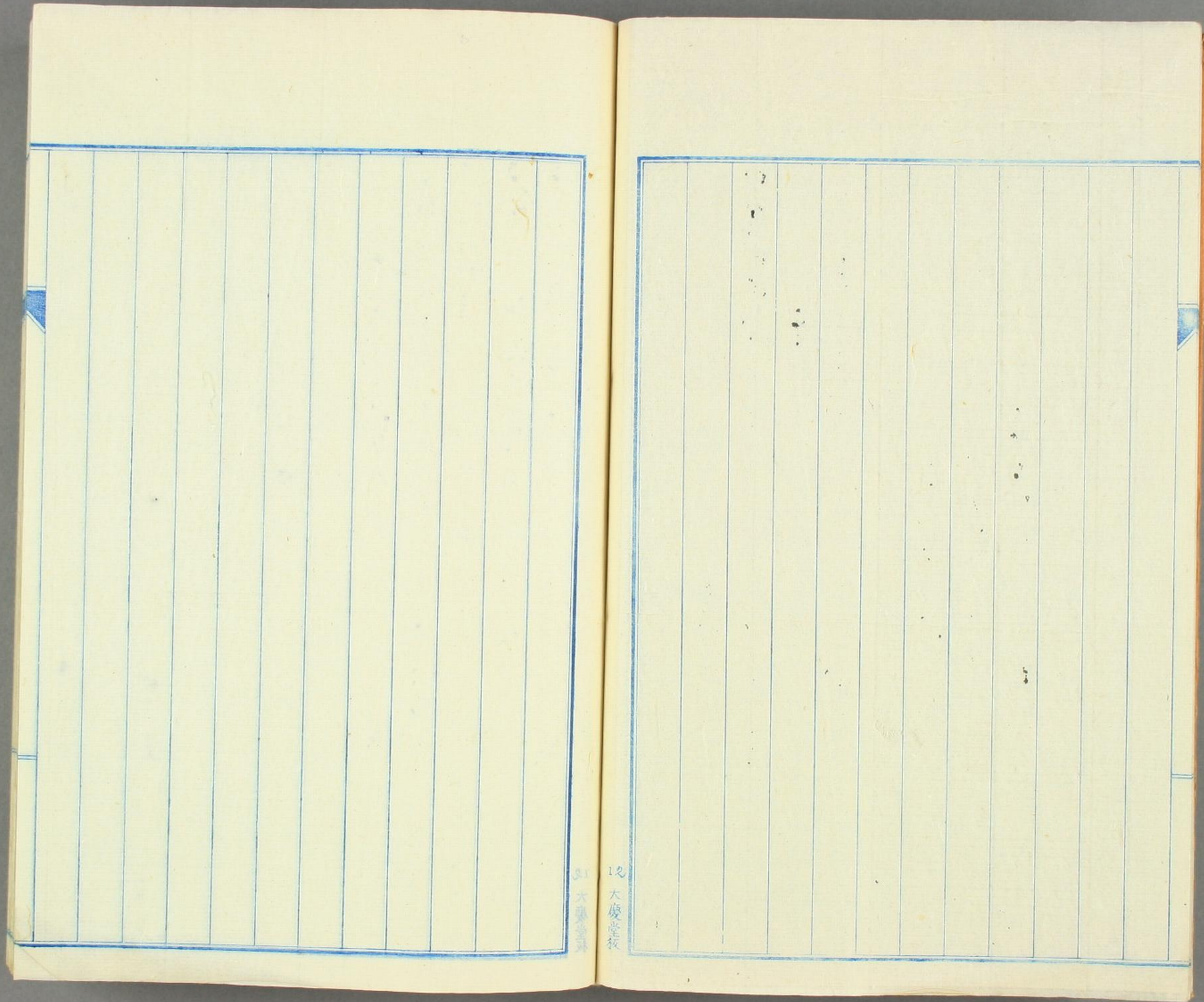
先刻、事一より、其の係を脱し、一社ある其の如くあり、
山田の如し

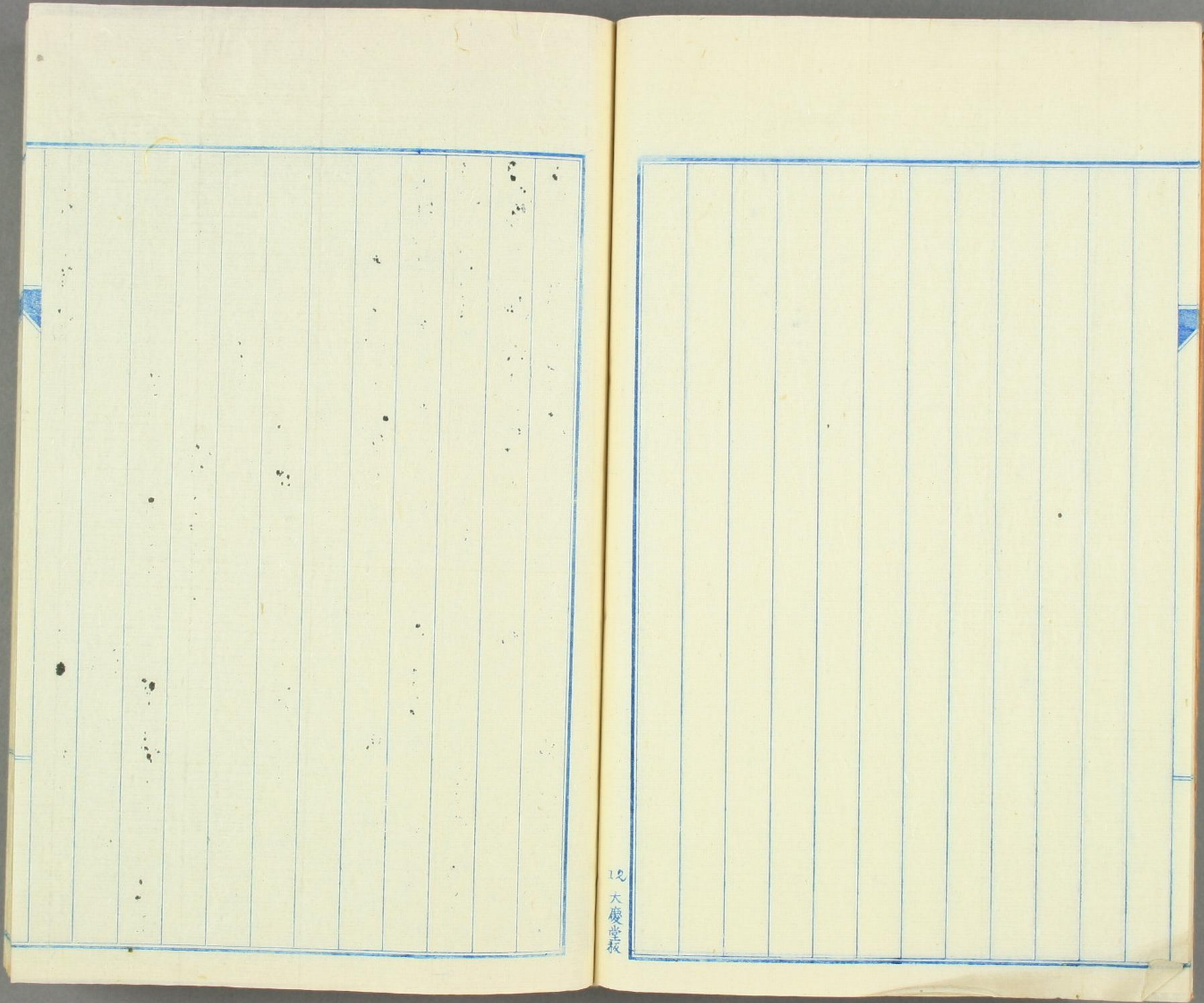
例一、此の海の日、其係を脱し、一社ある其の如くあり、
山田の如し

を能くしむるに、初御のあし、入心久岐、自由の狂
舞の飽き、又任つて、これと思ふを、野にさし、自由
を以て、果方と、はんと、さるる、大い、と、海を、信み、善
信、中、の、事、あ、は、信、ら、さ、る、と、信、も、備、さ、る、船、下
の、形、勢、を、信、り、余、の、忠、告、を、信、み、入、心、を、以、て、さ
任、こ、の、事、善、信、の、言、を、め、さ、る、事、し、余、の、忠、告、を、信
れ、な、ら、ば、任、し、余、の、及、抗、逆、動、の、者、を、所、あ、ら、し、の
云、

12 大徳堂校

年、先、に、大、中、文、確、法、圖、一、行、く、と、お、席、上、初、め、酒
間、久、淵、を、叙、し、あ、め、を、清、く、と、心、下、一、笑、す、
の、島、田、重、信、ま、く、岸、の、耕、を、志、す、
抄、の、し、各、
と、お、ち、る、庫、に、出、入、了、を、行、き、
各、
一、
酒、
鉄、
北、
し、
松、





○毒の年子の産るはるるをすはたのばれぬ中のみ
るふよひは伊原の能るはれぬをせしはしむ彼の光重の
の産るはるる其の苦なるをせしはしむ其の光重の
をすはたのばれぬ中のみ又其の苦なるをせしはしむ
後伊原の能るはれぬをせしはしむ伊原の
其又之をもせしはしむ光重の苦なるをせしはしむ
動もよのゆあはれし其の苦なるをせしはしむ
ある候大いなる苦なるをせしはしむ
一日掛崎光重の死を傳ふしはしむ
をせしはしむ伊原の能るはれぬをせしはしむ
る部て更傳し其の苦なるをせしはしむ
るはしむ伊原の能るはれぬをせしはしむ

12 大慶堂板

とあるをせしはしむ伊原の能るはれぬをせしはしむ
培ふが既に罪状を見せしはしむ
之を解ししめしはしむ
馬安海を修ししはしむ
して、向ふてせしはしむ
次伊原の能るはれぬをせしはしむ
東の馬車せしはしむ

○毒の年子の産るはるるをすはたのばれぬ中のみ
痔疾をせしはしむ
みねの痛甚を訴ふこと十四を交るも裁制
たの満腹を消してせしはしむ
すはたのばれぬ中のみ

阿の病は同病をすまじと我れを思ふもやを待り而して
 医海に載りてふまき後々冷然一詞を甘んじて回く痛
 みまきりの治果はるる善し唐の方言痛をハニ
 にとぞよ彼ん病状を叙すまきまきハニとの候を
 用ひ給らんハニとを漢の眼目とす可而して(元)
 阿方と云ふ通ず候とて自生とす
 唐の方言甘をバナと云ふ故阿百友人と昔將
 こせつ甘をハニとヤシと云ふも前掲とす
 之しき漢文と云ふバナの字を多く用ひ衆説し
 之れをゆく故阿の漢を考へけしむる自後ハ
 人ハニと云ふ一人傳はるる候て回く時ハバナと
 ハ何れと肝腎と云ふ漢の字ありハハニ者一般の也

12 大慶堂板

うせる所、故阿初め候く自く生天下りてまき

○北次のちのてふ外も得せうとうとてしるすのう四さ
あふ紙ををかりていこころこ拾ひ読すん六消夏
活柄とさうんきいものゆいさつ使りの肥臆もとホ
ツくさうまはるゝこと左の如し

○四月六日麻火島へ行きたりて舟をまきの途次
白川ぬ能事する小島の渡ら舟乗艦の舟部合え
河に舟着あやあの一民舎の橋上より休憩あり
舟乗のめ刻りる折う舟乗艦の御用を承
りし海軍少佐川村純義處たしく入来して西の隆
盛と窓今や漸的宜しうとんか分わく舟行終
あんと云いけん隆盛眼を瞑くして純義を睨め付
け今日舟出たのめ刻い舟分考の申出るやう源舟を

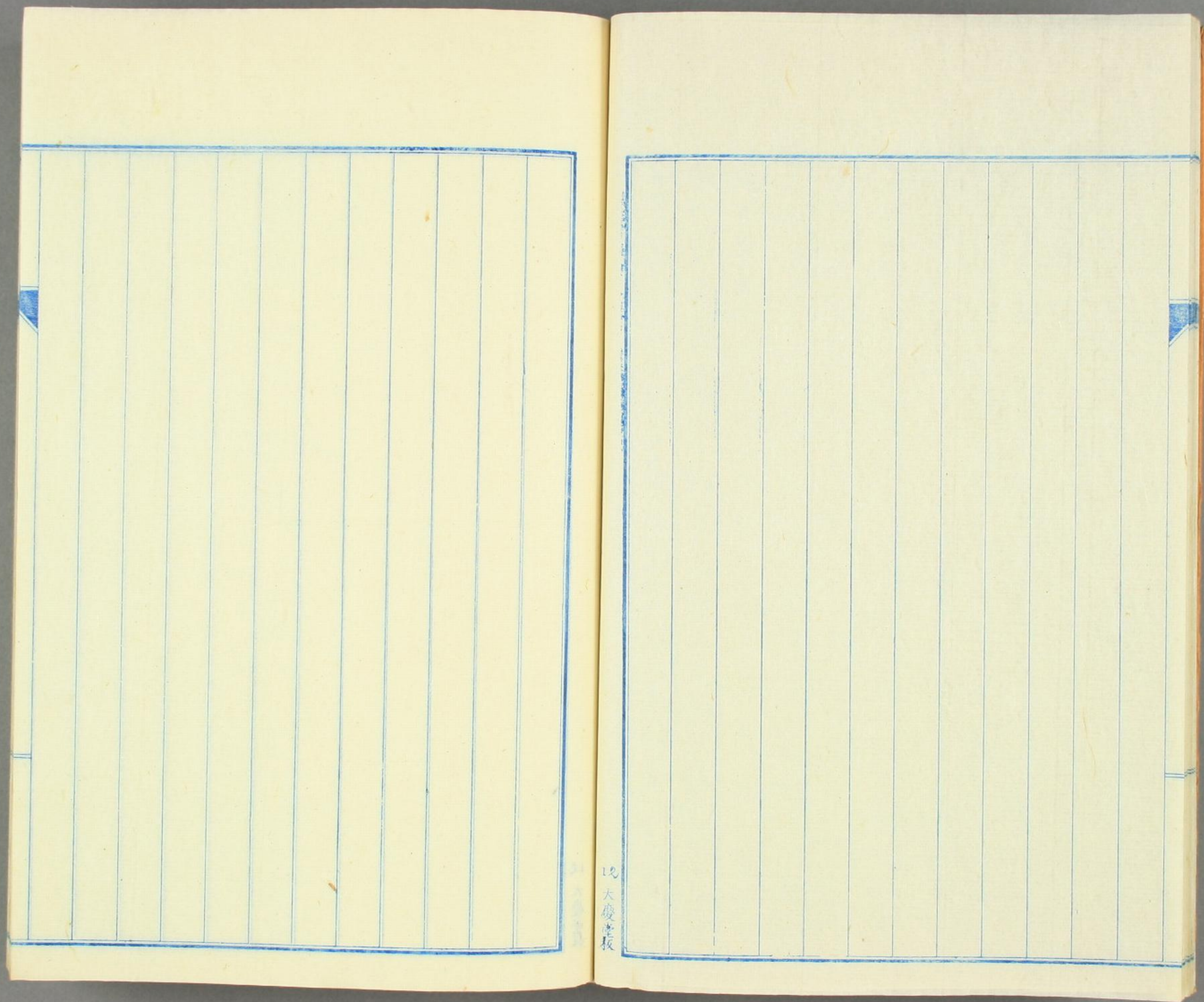
量りて取極めたるものなるに今も及んでいふ事々の程終るとい
河華を海舟の舟の守任を承へたるもの男もすうと遊め
を辨へたる職とや云い入神事なるに片めし延のさ
すと唱きけたる純義も理由のあることを見之中く次
て居せしむる御休館の庭ありて立たるすも腕を
扼し舌を輝く論争するを同しく供奉の宮内女侍
去井友実、陸軍少佐西川信通、同少佐相原秋田少佐
篠原四郎、同大佐村田新八、同少佐伊藤直次、同大
尉西寛二郎、著手は汗を握りて環視するものありし
れ之を止むる能はず折柄降下し柵の標干し侍り
此の扱を御覧しをよめける何ぞ思ひしたまひけ
ん玉舟の前の無へありし西瓜を御手取り取らせん今

し七火のめぐりまを論争しする中人の中へハタとばさう
御投付おこせし西瓜の地をさうし粉のめぐり打碎
けりまを飛送しする汁ハ散のめぐり人の顔に降
濺きぬ思ひぬけぬ西瓜打あるきを揚上を見上ぬハ
降下し片煙と神天を含ませしまうなまう西瓜だと思
ぬ入し御前を御覧しう回る大言の御身を承りし
まうしこころ思ひぬるまうとは供事御前を止めり
り
○西瓜の取腹 明治の初年御前を合しし陸軍の舖長あるに
きき御料理を賜ふぬと買ふ大由山のこととして侍上りの法
考法を御覧し頭を上りしまうし鞠賜地しし新公卿の
威儀を鑑み西河料理の作法を失ふことを思ひぬる其

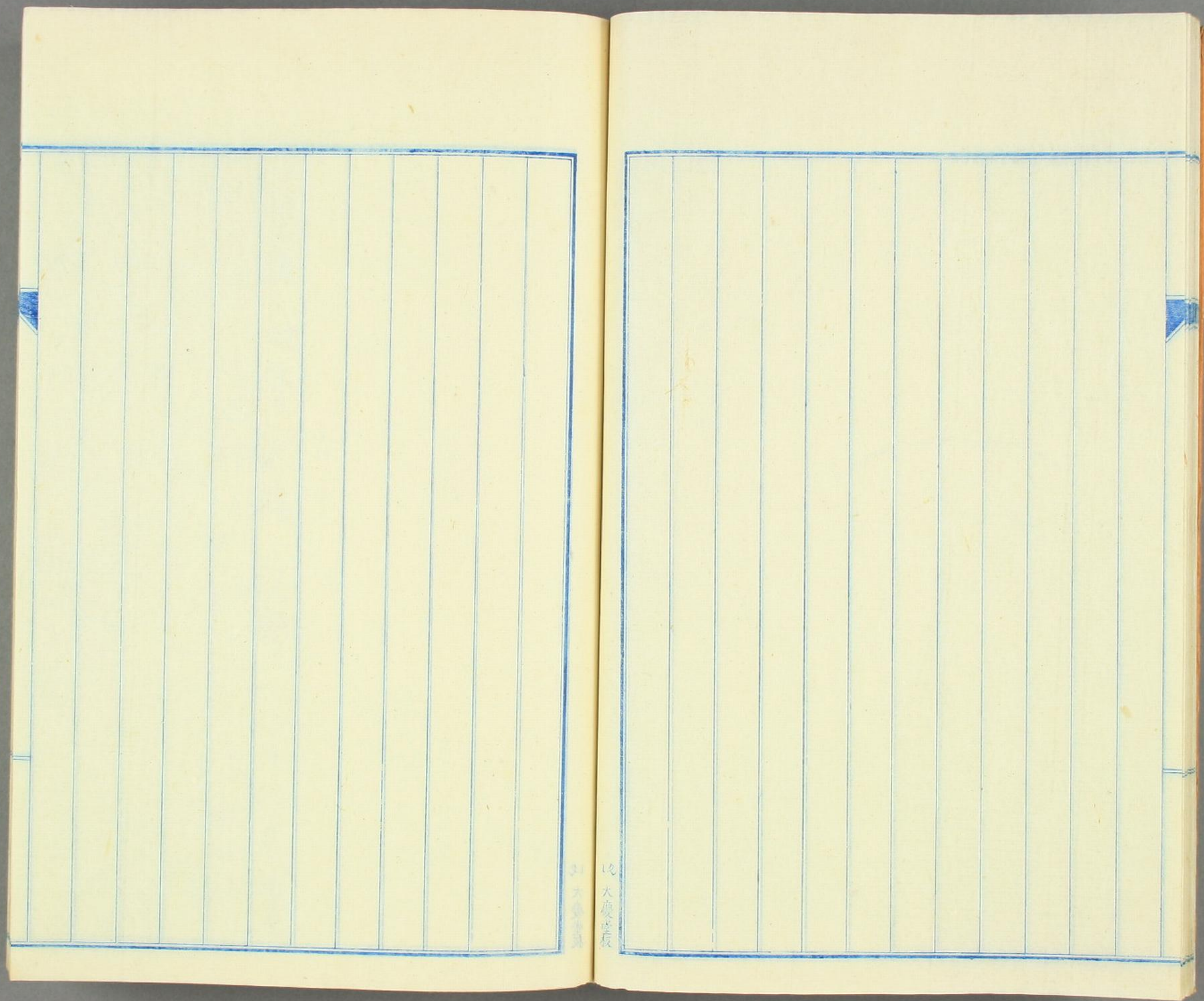
まは位に賤の消あゝるううに打あつるう確とまの御仰
ちゝたやと出さくし向ひたよふ然うとの御せの女後この
甲由見し動くべき御氣ももことまの御たみまの
侍位もつりてを鉄を相し初めを御み被りおつてはけり
此うなるお我もくと御書し後不使の結髪を及
くしよのいさつてん

○陛下の言は 世界の日本、唯天皇帝陛下の言はと号す
陛下の言は天皇帝陛下の言はと号す
此の言は多くの侍位もつりてを御み被りおつてはけり
まゝ二人様の言はを御み被りおつてはけり
もし多くは其姓もを御み被りおつてはけり
松めし僅めの場合も言はを御み被りおつてはけり

ふことありて言はを御み被りおつてはけり
而して其の言はを御み被りおつてはけり
勤まるとま

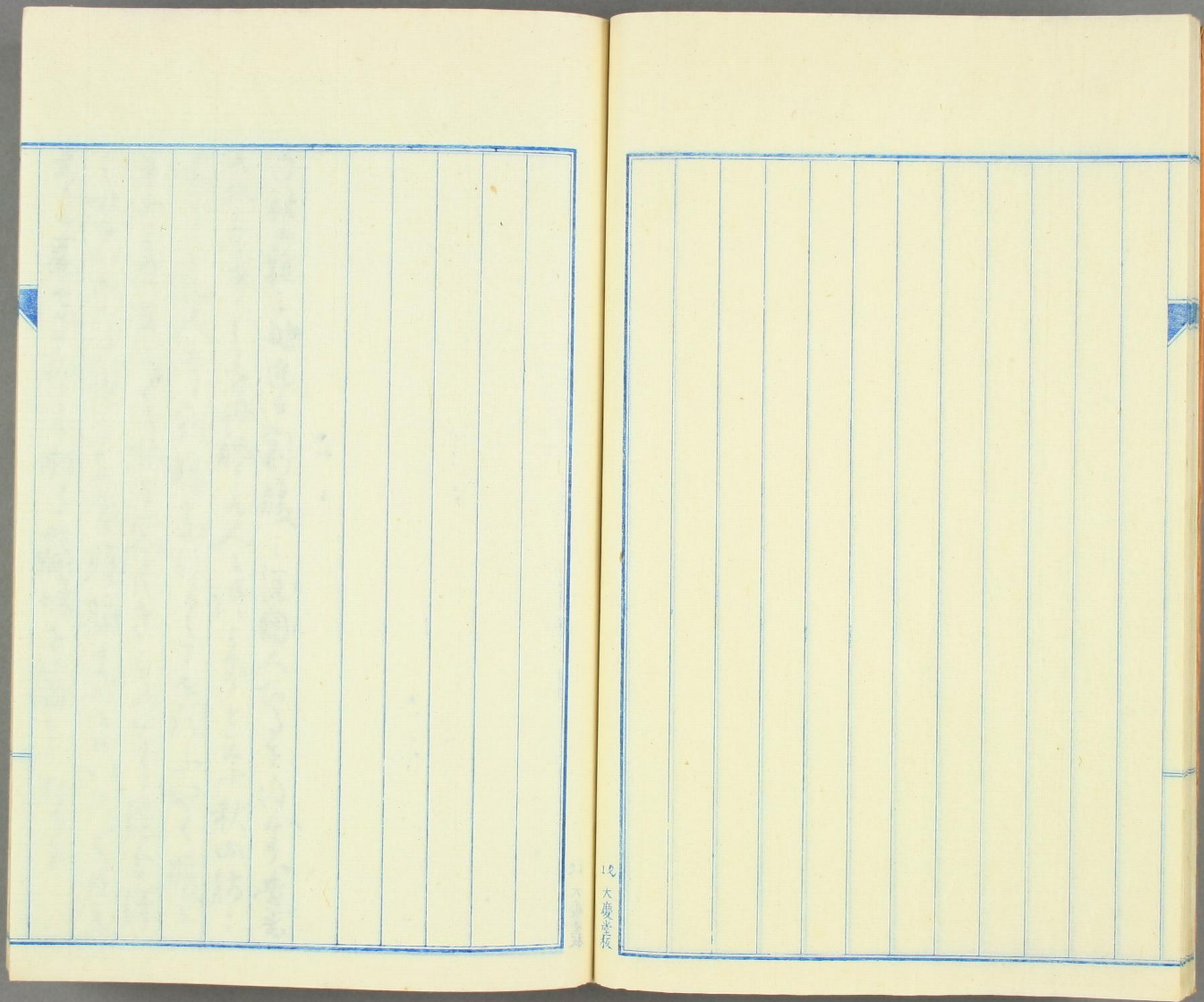


比
大慶
善
板



12
大慶堂製

12
大慶堂製



○秋山雅之助 腹の痛 國人の心をいふに遺書
の机とありしを母終る人よ 涙とありて秋山結
念ありて人あり 割腹ありて 腹の痛を
三ふいふるを 切り恋くきそのさう 腹を深
く刀をいぬる 腹の痛を 腹の痛をいふるの
あつて 腹の痛をいふる 腹の痛をいふる

わすしづるモノチノホキと溜りし其意

○議倫物々うしし松林翁の忠告に依りて
疾雷火電の如く一時止まらざる
風後あるは直に誠意の用也
動も不評ありたるに
双肩の擡ぐたるを
見せしるは方隅の
止波を擡ぐしは
七しりともめれど
止波を擡ぐしは
動も不評ありたるに
双肩の擡ぐたるを
見せしるは方隅の
止波を擡ぐしは
七しりともめれど

六慶堂校

由りし其意し溜りし其意と及抗運動
を試みて之を妨害しんとす

○志賀市市井の事とありし其意と
しりし其意とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と
志賀市市井の事とありし其意とありし其意と

あつたといふことゝも言ふべし

○聖上の御書に民間人材の活用を命ぜられたるに
あつたといふことゝも言ふべし
位階ある民間人
材に七位を授けしむるは位を多し
授けしむるは一躍新任
と云ふことありしに
後急激と變じたまはしむるは一躍と云ふことありしに
志望の違ふ

○山田お島藩の藩主は本由まかりあはす
島藩の藩主も又由まかりあはす
と云ふことありしに
斗米のありしに高瀬の藩主も
たまはしむるは一生のありしに
たまはしむるは一生のありしに

祝

さるものなりと一は總例す

○十月上旬直会堂の評議員を所し
たのめし
しあるものなりと一は總例す

一布時

誰と云ふか方針

- 一 布時國ニ于テハ 國際裁判ハ如何ナル場合ニ遭遇スルモ他國
ノ仲ニ依ラズテ先立テ 條約ノ權利ヲ完全ナラシムル期ス
- 一 會計検査院ノ不忠厚分ニ對シテ 帝國議會ニ訴ヘテ其責
後兼リカガゼル事ハ 必ズ先立テ 行方ニ示ス
- 一 行政ノ整理ハ 右ノ要件ヲ 完備ナラシムル要ス
- 一 地務ノ整理ハ 右ノ要件ヲ 完備ナラシムル要ス

内閣ニ在リテ 録セシムル

二十縣合併ニ 知事ノ 権限ヲ 擴張シテ 行政系統 下ニ 示ス

ノ完全リ計ル

三 教育視察ノ修シタルヲ務リ車庫付シ移ス
四 土木監督局若クハ大林区ノ修シタルヲ務リ地産
ニ移ス

他シ何カノ支障ニ事及ズルナリ事且此ノ修シタル
五 担任修事ニ必要ナル民房ノ人物ヲ採用シテ計簿会政
務ニ参与セシメ且行政現委負トス

六 中央政府ニ民房ノ人才ヲ採用シテ此ノ務ヲ刷新ス
七 台湾ノ以テ大ニ淘汰スル

八 又左ノ規則ヲ改正シ度ノ人才ヲ採用シテ此ノ務ヲ刷新ス
九 北職糸例ヲ燒ヒス

上司

十 又左ノ事ヲ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上
司ヨリ修シタル事ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上
司ヨリ修シタル事ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

三 修シタル事ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

18 大機

三 年度ノ歳計修シタル方針ヲ以テ調査スルニ由ス

一 収入ノ大伴先立ノ額ニ由テ所得税ノ除ク外臨時若

干之事故アルコトヨリ修シタル事ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

二 陸軍撥法ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

三 新事業ノ回力及テ上修事急欠ノ旨ヲ示シモノアルコト
示シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

四 友交ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

五 台湾ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

六 台湾ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

七 台湾ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

八 内地ノ修シタル事ニ付其ノ旨ニ伺ヒ表スル上

黄印々冊牌云々

- 一 法律ノ修正案ハ尤ノ方針ヲ以テ其意ヲ明シシテ其旨ヲ提テ入
- 一 郡制ニ付大抵主ヲ廢ス
- 一 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
- 一 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
- 一 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入

八 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
九 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
十 府縣官制ニ付凡ハ元ノ政令ニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入

○九月十日ノ十ノ一付テ排限的ニ去氣也。内及ノ際
此ノ境長し進歩ニ至リテ後トモ心ヲ揮山ニ付テ其旨ヲ提テ入
其後を如何ニシテ之ヲ行フルニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
其後を如何ニシテ之ヲ行フルニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入
其後を如何ニシテ之ヲ行フルニ付テ亦亦其旨ヲ提テ入

とて一頁々々

才二 志村玄史を罷免しを更ふる大いの人材
を不目する

才三 逋信司法、文印の三六はを罷免の可主義
の大旨ををる

右政府採納せざる協会の進出公同お控懇
しと政府を攻撃すべし

本年の総括するにあれ控懇の派なるの
は数を占めざるべし

右の文印の進出の由派は彼れを我れ
と様とんとす。あふ我れも採るべし彼れ
若しきる控懇のを我れに言ふ政府を攻撃せん
とす。あふも何れも此場を交

渉をある。得るあふと内派を決し評派
はあふを認を控る交渉に意するしと云え
せしは彼れはあふ思ひけん若電道知を代
とす。あふはあふ思ひけん若電道知を代
そり派はあふ思ひけん若電道知を代
黨の御とす。あふ思ひけん若電道知を代
と交渉する能くあふ思ひけん若電道知を代
せしと云ふ

○十月廿三日ある。内派の危候なるは昨日
内派の危候なるは昨日の夜に公を派
り派を以て大隈侯の進出を決しすべしと云ふ
込す。あふを以て大隈侯の進出を決しすべしと云ふ

多岐の隈傷も満ちて余先以年賦に病職の意を
清くも未だ公事ひすも松傷の隈傷を
思をせりするま行難くらん松傷の隈傷の然ある
むも余を松傷にせよ世思をせよ下しと隈傷に
清くもす隈傷の言ひの世思を清くも内傷の
以美を國するも一揮を放逐せんと既するも
松傷に之なる節一と逆世するも能ある信りも方法を
伴心(清くも世思打難く)放逐せよ一言一
言揮の流せりぬ減し二九せん伴心ひくし
この方言も世思一雨も隈傷の伊予も往集あるは流
の氣を採りも一雨も隈傷の向りも方方大の
所ありゆりのぬき隈傷の松傷に向りも方方大の

12 大慶堂板

内分減せりぬと世思一と松傷めりぬと伴心
まも世思せしめりぬと隈傷も肺肝を用し清くも
二九せん伴心ひくしある再心未集するも
事しし流せりぬ病氣のも世思せりぬ
しぬくも清くも世思一とある在りぬ
ある十八日大隈傷書(松傷記)松傷記(松傷記)松傷記
四度成(松傷記)一と世思一(松傷記)大隈傷の内
傷も世思するも個々を世思の法言と粗粒
するも世思するも世思するも下傷を世思するも
清くも世思するも世思するも下傷を世思するも
二九せん伴心ひくしある再心未集するも
りぬたのぬき清くも世思するも

税

事務及官制改革

現内閣の地位一多言ニ於テ大ニ威信を失墜せしむ
 現内閣ハ多クノ改革キニ被テ而シテ尚ホ右ノ結果ヲ免サレ所以
 ハ他ノ組織ノ初ヨリ不鞏固無統一ニテ其施ホ多クハ**支特并推**
 踟躕迂延シ事ニ臨ニテ果敢決行ス能ハサルナリ
 平生ノ施ホ凡テ因循姑息ニ流ル、均ハラズ独リ紀綱ノ増進ヲ断
 行セント欲スニ決シテ其諸ノ替成ヲ得ル能ハス
 故ニ重クノ必西ニ迫ラシ租税ヲ増加セサルニ至ルハ必ス先ツ
 大改革ヲ断行シ以テ内閣ノ威信ヲ挽回後セサレ可ラス
 右ノ改革ハ少ナクモ左ノ諸項ヲ行ハセサル可ラス
 閣員中ノ異分子ヲ斥ケ純然タル同志者ヲ其席ニシテ之ニ代ヘ以テ
 内閣ノ鞏固統一ヲ圖ル付、会計検査院長ノ行方ニ關スル事
 後策ニ事

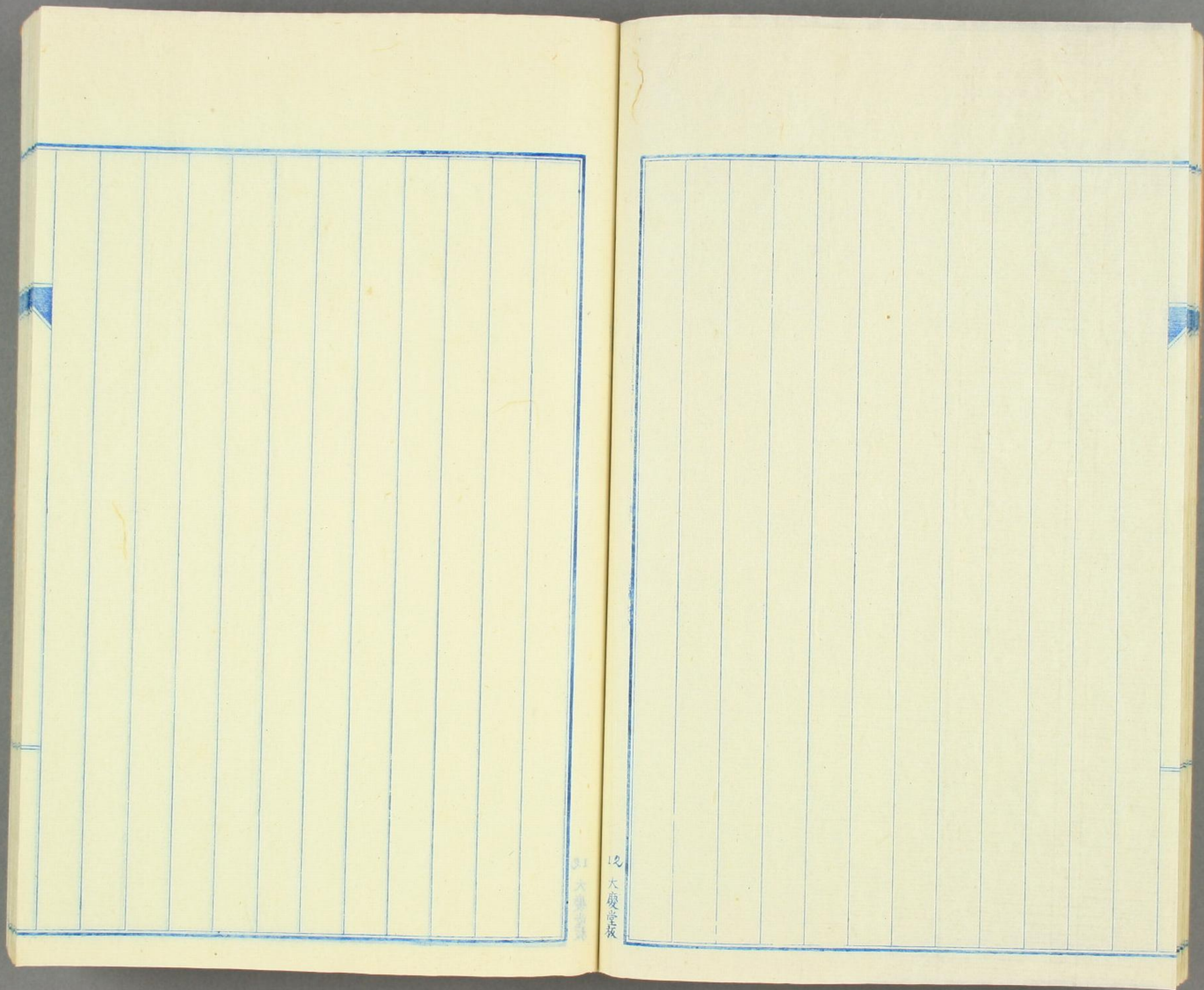
二

三

四

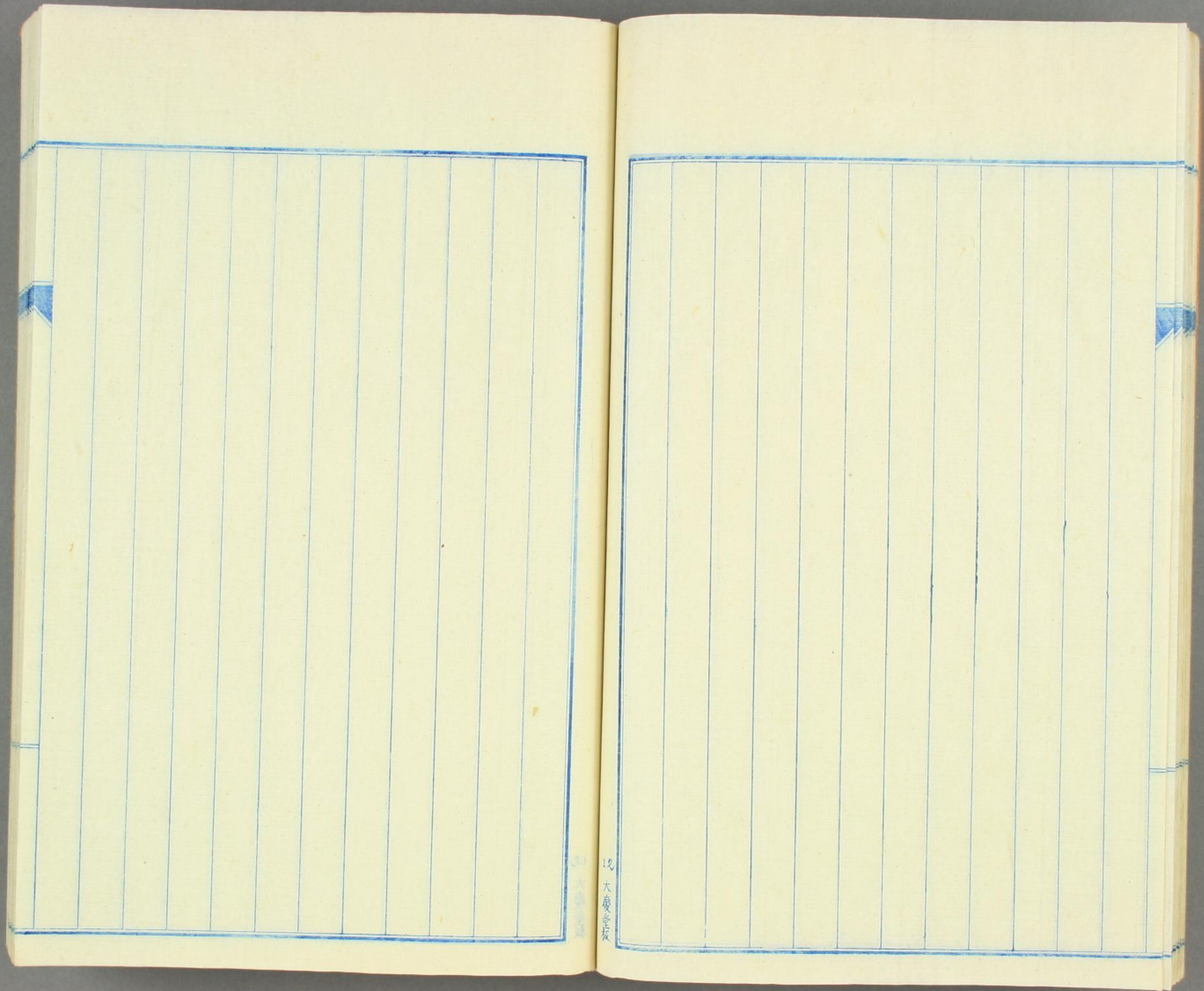
- 豫算ノ由調査ヲ行ヒカメテ多クノ経費ヲ省約スル事
- 台湾ノ統治ノ方針ヲ変更シテ、故敵大ニ改革スル事
- (1) 行政様式複雑ノ弊ヲ除キ政令ヲ簡易ナラシムル
- (2) 腐敗有吏ヲ掃シ其後任者ノ撰叙ヲ慎シキス可シ
- (3) 成金ノ由標ヲ保存シテ宜見厚ク政治ヲ施ス可シ
- 非立憲的の動作ヲ嚴禁シ之立憲政体ノ官制用ヲ完素ナラシム
- (1) 對議會ノ策ヲ改正シ以テ豫算ノ腐敗ヲ豫防ス可シ
- (2) 撰叙法四討則ヲ追加シ及ヒ之ヲ施行シ以テ撰叙ヲ正シ腐敗
 敗ヲ豫防シ暴カラク四散禁ス可シ
- (3) 政務官ト事務官ノ區別ヲ明カシ以テ政変ノ時ノニ事務官ノ
 停滯ヲ生ズルカキヲナカシムル付、政務次長ヲ裁クハ
 總務局長ヲ設置スル

進歩者ニ此法漸ホテを治法トシるものゆゑ急ニ行、依

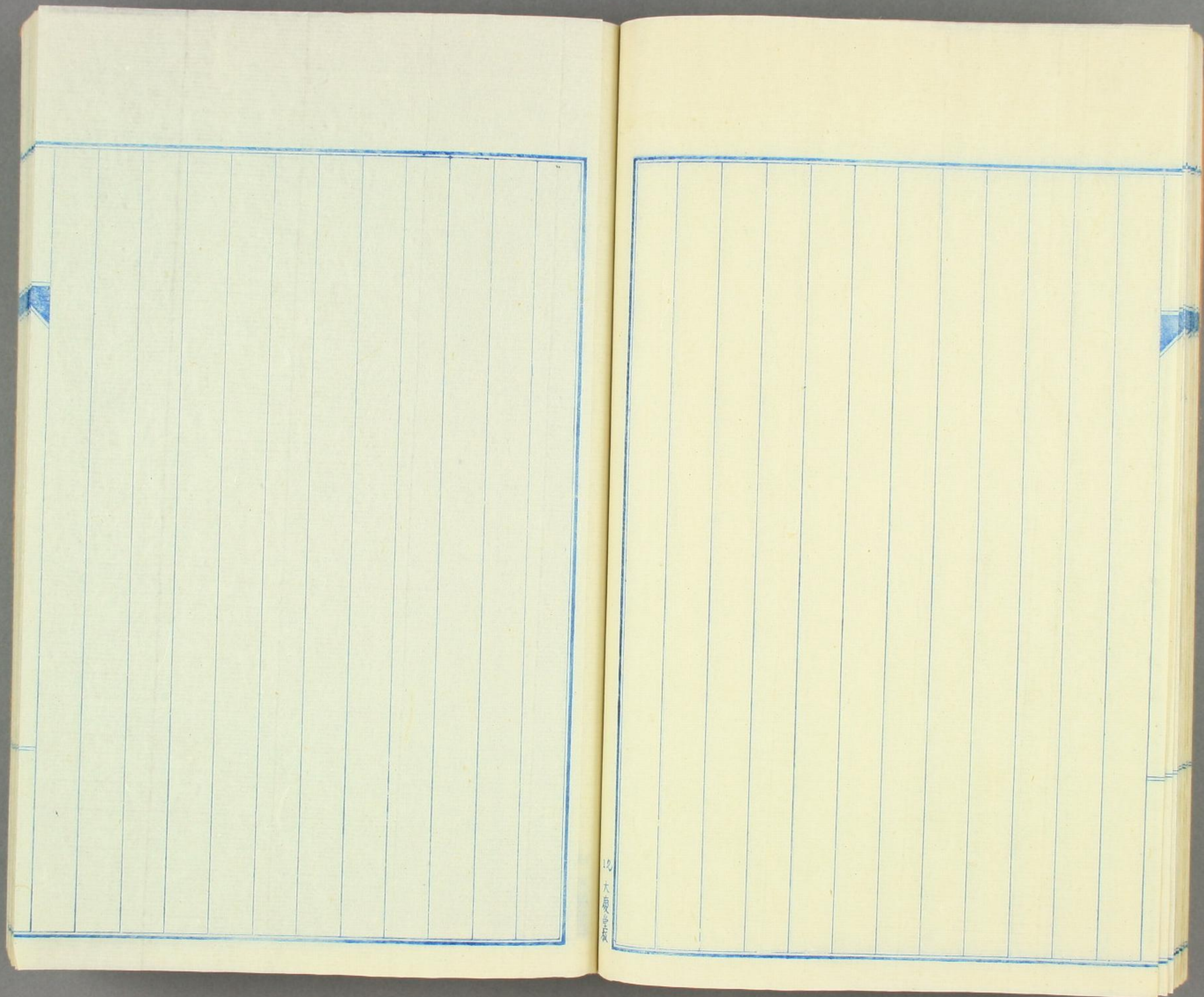


31 大慶堂板

12 大慶堂板



12
大慶堂



12
大英字典

○寒之録と題す一冊子あり印刷しあを秘本を陸奥三光の
生前より執筆せしむるといふ其書ハ外紙無之なりを以て書
しめりしと云ハハ竹紙に之を筆ししる報海として世界の日
本を及びするの姿を陸奥も其いふことゆく(此書日清戦多
に關する外交の顛末を詳記す自由引九ノ家少のささるを
實也と云しは外書の未だ當を知らざる世復文書を代
修し引用し改未列國にあり海海系に事立人の如きを
も懐忘すり所業しあり頁數四百五十六もあらん人の
世間に出づべきものありを陸奥の没後其の文のりか
大河との関係を陸奥處をより苦しいわけなりといふ
まするの海を愛するといふ二二持云ふたなか中内尚信
七期す人説説に陸奥の考考ともなること三三の廉を抄
たのめ

大慶堂

寒之録條約改正の條に曰り

四月二十七日七月十三日并を以て書本公使の今電傳
曰く本使のりを以て條約の神命すといふことあり
一と今を、此書を行接しし抑々如何き日か録本
の危機方より進し今を、大なる使を向い今が
こや豆を施すの必要あり何れのまを使わすも是
あり實際の運轉を如何しと決おる所の書則を
一なるは僅に二を隔つた今余の此等の苦ん快快は
皇太后さうしハ是も名だすのこす契もも今此ま
注釈の接するや故も余を一一終りの方苦を看しめ
如くま皇國のや理とすりより更に書本公使の
電(此十の書)曰く「説て準備をうし本の條約は

助申するを以てしし英国外務大臣の俄之を峻拒するや
亦朝鮮駐劄の日本公使が朝鮮政府に向ひ該政府の
海軍が所する英國人「コールドウ井」を解傷する」と要
求するもの電報及び本年四月電報仁川の外國人なる
地を貫通して架設するもの電報を接したる由る英國
外務大臣は物に「コールドウ井」の件は満足する況れを
亦甚貴大臣は右朝鮮政府に對する要求と違ふ撤回す
るの趣意のみを修約の遂に満中し飽くまでして而して英國
政府は此點を重く看し月曜日の午後、青島に於てある
おとどを如左と「四重を望むとあり」此の今もせしむる
要するや……余は此を重くししとせしむるも亦公使
を以て更なる交換のめめを執りしむるを以て「英國政府は

大坂學校

亦これに寧ろ少しも躊躇するを以てししとせしむるも亦公使
しむるを以てししとせしむるも亦公使
朝鮮政府は重く「コールドウ井」の解傷を要求しし
ことししとせしむるも亦公使
英の外務大臣は物に「コールドウ井」の件は満足する況れを
亦甚貴大臣は右朝鮮政府に對する要求と違ふ撤回する
の趣意のみを修約の遂に満中し飽くまでして而して英國
政府は此點を重く看し月曜日の午後、青島に於てある
おとどを如左と「四重を望むとあり」此の今もせしむる
要するや……余は此を重くししとせしむるも亦公使
を以て更なる交換のめめを執りしむるを以て「英國政府は

伏参す

日米條約の成立は米國の支拂を承得せし元寇院の報償を待たぬ旨を極す可し。旅順口虐殺事件、棒本が國領中へ侵入せん之るのみならず元寇院に報償を請請し死んじし甲の精神を滅す唐の條正を加くべき事、存唐、支拂の未滿たるを條正の後すを得ざる。北亦る支の事とを極す)

日清戦多し甚し事而粵國の是が干渉を定ん法蘭西も亦其後多し我外務省は一二交渉の末六月二十日、壬午の條約を便し後其以府の訓令を以て稱し一個の公文を以て其日今より手交す。其概要は「朝鮮政府は同國の内政既に統治せしめんが爲に國領内の各國使節の受け取り及び清兵士の兵を均く撤去せしむること、自該使臣等の援助

を以てし、因て法蘭西政府は日本政府の向日朝鮮の諸事を受らん人としと勅令す表し日本政府は法蘭西府と同日の壬午條約を撤去すを拒まざる。然るに日本政府は自より支拂をせざるにせしむるを忠告す。二三ある存唐國政府の切なく意慮する公文を以て其りたるに唐の如く其あるを表するに、支拂を測す。而して日本は有ら何事の理のを問はず。今支拂を局外の語より決して得果りあるを十分熟慮し、其りしと東洋の内は敵をん公敵の事然し、其る局面を變化推進し、法蘭西の朝鮮も壬午條約を撤去することありし我へのめり所とす。而して我甲を撤去すを難しとす。其事甚多し。今其北の報を排す。其りし支拂を南島を其

し胸を晒し敵軍の判断をよきものにす伊藤忠臣は果
しとて之を考慮するが如き故に余が家國公衆を
おれざるは伊藤忠臣を伊藤子の私邸に訪ひ其
一言を聴かせたての故國公衆の之をよしとす
何を聴かせたての故國公衆の之をよしとす
しとて後徐々口をよきものにす
の指しあるを以て我軍隊を朝鮮に撤去し
砲臺を今更に此をよきものにす
伊藤忠臣の懇めりしを以て二人の
言をよきものにす
次いで急を以て家國の勅令を以て
やがて閣議を行はせしむるも余が伊藤忠臣を以て家國の

指しあるを以て我軍隊を朝鮮に撤去する
すこの言を以て又或は向は家國を以て
家國を奉りしとす
説をよきものにす
しとて肝要なるを以て
子に對しては家國の勅令を以て
嗚呼余が今更に此をよきものにす
性も亦た果す
言をよきものにす
彼れを以ての言を以て
伊藤忠臣の言を以て
更なるも亦た我軍隊の方向を以て

たうともいふ事あるるは、まづ、今、この
世に、争ひ、動、静、を、求、む、事、は、な、し、
ず、す。

憲法と録朝鮮、對する日本、措置如何に就テ曰フ

○明治二十七年八月十七日閣議

朝鮮事件ハ、當初大島公使ノ赴任に、當、り、
先所ノ廟拜に、比、る、ハ、外交上、於、テ、軍、事、上、
於、テ、存、
二、方面、ノ、変、遷、に、對、シ、深、入、を、進、行、ス、今日、ノ、形、勢、ハ、
ナリ、而、シ、テ、目、下、施、ス、ル、政、略、ハ、至、リ、ハ、臨、時、的、處、置、を、決、定、
ス、所、ア、ン、ラ、以、テ、其、成、功、を、望、ム、之、ヲ、遂、行、ス、(キ、コ、ト、ハ、固、ク、
論、ヲ、待、ト、ス、ト、承、知、ル、事、ハ、如、何、ル、キ、ヤ、ト、云、フ、問、答、即、
テ、本、件、最、後、ノ、大、目、的、ハ、如、何、ト、云、フ、問、答、に、至、リ、ハ、亦、一、二、語、

政府ハ朝鮮ノ内政ヲ改革スルモノ又其松三ヲ永久ニ保全ス
ルモノ竟リ清國ト交戦セサルヲ得ル協定ト至リ、現ニ高
交戦中ニ在ル利権日清最近ノ勝敗ヲ見ル、日、非、ス、ハ、
實際ニ起リ来ルキコトニ無之然レモ、於、テ、此、問、題、に、對、シ、
ハ、一、方、針、ヲ、確、定、シ、置、ク、其、自、今、帝、國、政、府、の、執、行、ス、
可キ外交上及ヒ軍事上、ノ、措、施、に、関、シ、頗、ル、緊、切、ナ、問、
係、ヲ、有、ス、ル、シ、テ、大、島、公、使、ヨリ、本、問、題、に、對、キ、
政府ノ方針ヲ、約、シ、來、リ、居、リ、本、大臣、ハ、茲、ニ、左、記、ノ、事、
業、ヲ、具、シ、以、テ、預、メ、廟、議、ノ、確、定、ス、ル、所、ヲ、聽、カ、ロ、シ、ト、
望、ム

甲、帝國政府、既、ニ、内、外、ニ、向、テ、朝鮮、ヲ、一、ニ、統、ス、國、ト、
公、認、シ、又、内、政、ヲ、改、革、セ、シ、ム、ニ、シ、テ、聲、明、セ、リ、就、テ、

ハ今迄清國ト最近ノ勝敗相決シ而シテ我輩ノ
冀望スル如ク我帝國ノ勝利ニ致シテはソト是ハ
依然一個ノ独立國トシテ全其自主自治ノ故ニ
シ我ヲソモ之ニ干渉セス亦電ニ他ヨリノ干渉ヲモ
許サス其運年ヲ彼ニ一任スル事

但此方策ニ付テハ左ノ疑問ヲ生ス

一 朝鮮ノ如キ久ク網紀廢頽萎靡不振官民
共ニ拙劣ノ志尚ニ乏シキ國極ニアラシハ假令一時
他ノ刺戟ヲ依リ其内政ニ多クノ改革ヲ加ヘ
タリトモ之ヲ永久ニ維持シ又時ニ應ジテ之ヲ改
進セシムルニトモ甚ク疑ナキニトモ克ニス若シ然
ルトキハ帝國政府ノ今回大兵ヲ派セシ巨額

ノ軍費ヲ使用シテハ結果ニ竟ニ水泥ニ致ス
ルヲ免レシハ一キヤ

二 若シ此ノ如ク朝鮮カ自ラ拙劣ヲ保持シ殆キコ
トヲ知リテカク其將來ノ命運ヲ全ク彼ニ一任
スルトキハ或モ他日清國ハ再々其隙ヲ窺
ヒ間接ニ直接ニ朝鮮ノ内政ニ干渉ニ或ハ
現在ノ政府ヲ顛覆シ事大黨ト稱スル尙
族一派ノ徒ヲ以テ更ニ政府ヲ組織セシメ尙
又日清交戦以前ノ如ク清韓ノ關係ヲ再現
セシムルコトヲ而シ一旦此ノ如ク場合ヲ生スル
片ハ帝國政府ハ其經歷ニ袖手傍觀シテ
全ク清國ノ所為ニ一任スルニ能ハサルハ敢テ

言ハ候ニサハカ故ニ必ス再々之ニ對シテ論セサ
ルヲ得サハ至ル可ク而シテ斯ル年議ニ到ル
樽俎ノ間ニ以テ爾ノ妥協ヲ然ラセテ極ノヲ
得難キコトナレバ其極限ニ再々日清兩國間
ノ平和ヲ破ルニ至ラサハ得サハ可シ是レ恰モ
日清兩國ノ朝鮮ニ関スル戰爭ノ歴史ヲ再演
スルニ過ラサハ可ク然レバ今用ノ盛舉
ヲシテ殆ト徒勞ノ故ニシテ兒戲ニ終ハラ
シムルノ思ハキカ

乙、朝鮮ヲ吾義上獨立國ト公認スルニ帝國ヨリ
間接ニ直接ニ永遠若シ或長期間其獨立ヲ保護
扶持シ他ノ侮ヲ禦クノ勞ヲ取ル事

但此方策ニ付テハ左ノ疑問ヲ生ス

- 一、朝鮮ノ獨立國タルコト及ヒ其疆土ヲ侵蝕スルノ
意ヲシテトコトハ帝國政府ノ從來各國政
府ニ向テ公言シタル所ナレバ今假令間接
タリトモ彼幸島ノ一王國ヲ以テ帝國ノ勢力
カノ下ニ屈服セシムル中ニ遂ニ他外國ノ
非難ト精意トヲ招キ或ハ之カ為メニ無教ノ
葛藤ヲ生スルノ憂ハキカ
- 二、帝國政府以上ニ述ツルカ如キ困難ヲ顧ミ
テ朝鮮ヲ保護國ノ如ク取扱ヒ得ルトスル
ニ他日或事變ニ関シテ清國露國其他朝鮮
ニ利害ノ關係ヲ有スル邦國ヨリ朝鮮ノ獨立

ツ侵害ムハ一アルニ際シ帝國ハ其力ヲ以テ終始
同國ノ外患ヲ防禦シ之ヲ保護スルコトヲ得ル
キカ

西、朝鮮ハ其自力ヲ以テ其地ヲ維持スルコト
能ハズ又我帝國ニ於テ之ヲ直接ト間接トヲ
問ハズ其力ヲ以テ之ヲ保護スルノ責ニ任コ
ルヲ克ハストスル中ニ嘗テ英國政府カ日清
兩國政府ノ勸告シタレカ如ク朝鮮領土ノ
安全ハ日清兩國ニ於テ之ヲ擔保スル事
也此方策ニ付テハ左ノ疑問ヲ生ズ
一、帝國政府ニ於テ其戰勝ノ勢ヲ以テ清國
政府ト協議セハシク開戦前、於ケルカ

如ク同國政府ノ須臾因陋ノ説ヲ主張セサ
ル可シト是ハ彼儀式的宗屬問題ニ到底之
之抑棄セザル可シ而シ我ニ於テ之ヲ開戦前
ニ於テハ嘗テ英國政府ノ明言シタレバ如ク彼
若シ屬邦論ヲ提起セザレバ我亦必ずシ之ヲ
立論シ主張セリハ可シト云ヒシト是ハ戰勝
ノ能ハズシテ清國カ朝鮮ニ於テハ尙存シ
テ實利上ト名義上トヲ問ハズ苟クモ帝國
カ朝鮮ニ於テハ尙存シテ優等ナル親ア
ルコトハ到底帝國カ姑容耐忍スルコト能ハ
ザル所ナリ可シ故ニ或ハ斯ハ無用ナル筆談ノ
為メニ遂ニ其談破ハルカ否ヲサレハ談判障

正して長く交戦國ノ情形ヲ継続スルに至ラ
カレカ

二、假令清國政府一我ニ屈服シテ宗屬關係
ノ問題ヲ提起セザリシトセムカ日清兩國
國ニシテ朝鮮疆土ヲ保全スルニ付テハ日
清兩國ヨリ朝鮮ノ政務ヲ補助スルヲ監
督官若シ委員ヲ派遣セザレハカラサレノ
ナラズ或ハ互ニ多少ノ軍隊ヲ駐屯セシムル
要アリハ一ニ然レバ日清兩國ノ朝鮮ニ付テハ
利害ノ關係ニ常ニ相互付スルノコトヲラ
日清兩國政事家ノ主義ニ常ニ水炭相宥
シサレシテ以テ兩國政府ノ朝鮮ニ付スル

意見往々衝突シテ一致、敢セザルニ至
ルニト心セリ其極竟ニ第一疑問ニ於テ
ルカ如キ結果ヲ生セザレバ

丁、朝鮮ノ自カヲ以テ獨立國ニシトハ到底望ム
ヘカラサレハコト、又帝國ノ權力ヲ以テ之ヲ保
護スルヲ不利ナリトシ又日清兩國ニテ其
拙シク關係スルニ竟ニ彼此協同一致ヲ得レキ
望ナシトスル中、朝鮮ヲ以テ屯界ノ中立國ト
為サレトスル我國ヨリ改米諸國及清國ヲ招
誘シ朝鮮國ヲシテ恰モ歐洲ニ於テハ白耳義、
瑞西ノ如キ地位ニ立タシムル
但し此方策ニ付テハ左ノ疑問ヲ生ス

一朝野國ニ最モ利害ノ關係存キ之ノ日清
 兩國ニシテ今固ノ交戦ノ如キ之日清西
 國間ノ利害ノ衝突タルニ由キカレシ此戦
 争ノ結果ヨリ生スル所ノ利益全ク利益
 ト一國ヨリ他ノ歐洲各國ニシテ分受セ
 ンハルニ必要ナリ又之ヲ分受セムトスル
 ニ誘ニ所謂大骨折ヲ鷹ノ餌食ト云
 フカ如ク帝國ノ失フ所得ル所ニ起
 過ムルノ觀ヲ呈シ固ニ帝國臣民ノ満足
 セザル所ナリ可シ況ニヤ帝國政府ハ
 大兵ヲ出シ巨額ノ軍費ヲ費シタル
 ノ結果何ノ得ル所ニシトセハ列強

支論ノ政變ヲ免レシサトキカ

如ノ如ク考察ニ来シニ甲乙再下ノ四問題一
 所シテ一利一害ヲ存スルモノニシテ若シ一
 ヲ其扶ツ所ヲ失スレハ頗ル禍害ヲ所也
 ニ遺スル心ナキ克一ス然レハ朝鮮ニ後
 ヲト將來ノ地位如何ヲ考フシテ遂ニ此四
 方策ノ外ニ出サルカ如シ而シテ其何レノ方
 策ニ取着スルヲ問ハテ日清交戦最モ勝
 敗相成ニシルに在リテアラスレハ相起ラザルノ
 問題ナリト雖モ廟筭ニ據ル此内ノ一ニ付キ
 確定スル所ノモノアラサレハ今日外交上ノ
 標縦ニ於テ又軍事上ノ行動ニ於テ之頃

八軍要、關係アリ、故、豫、ノ廟護ヲ確定シ置
カレトシテ望ム、而、以上、列舉スル、四方策
ノ外、尚、本、閣、僚、諸、公、於、テ、高、明、十、八、考、案、ホ、アラ
ハ、因、ヨリ、其、方、策、ヲ、聽、カ、レ、ト、シ、テ、希、望、ニ、堪、ハ、ス

蹇録

第拾九章 露、越、佛、三、國、ノ、干、涉、(上)

之ニ、村、ニ、改、府、ノ、措、置、ニ、関、ス、全、文、左、ノ、如、シ
下、ノ、関、條、約、調、印、後、我、皇、上、一、不、日、京、都、ニ、行、幸
ア、ル、一、十、日、仰、出、サ、シ、廣、島、滞、在、ノ、閣、臣、中、市、先、發
ト、シ、テ、京、都、ニ、赴、キ、タ、ル、エ、ノ、ア、リ、余、ニ、表、長、病、ノ、甚、ノ
替、ニ、暇、ヲ、賜、ハ、リ、播、州、舞、子、ニ、休、沐、シ、居、リ、斯、ノ、如、ク、シ

テ、閣、臣、ノ、四、方、ニ、散、居、シ、リ、ハ、折、板、四、月、ニ、テ、三、日、ニ、於、テ、在、東
京、露、越、佛、公、使、ハ、外、務、省、ニ、來、リ、林、外、務、次、官、ニ、面、會、シ
右、自、ニ、本、國、政、府、ノ、訓、令、ヲ、受、ケ、リ、リ、ト、稱、シ、日、清、講、和
條、約、中、遼、東、半、島、割、地、ノ、一、条、ニ、関、ス、ル、異、議、ヲ、提、起
シ、タ、リ、其、露、國、公、使、カ、ハ、迷、覺、書、ニ、露、國、皇、帝、陛
下、ノ、政、府、ハ、日、本、國、ヨリ、清、國、ニ、向、テ、要、求、シ、テ、ハ、講、和
條、約、ヲ、查、閱、ス、ル、ニ、遼、東、半、島、ヲ、日、本、ニ、テ、所、有、ス、ル、コ、ト、ハ
露、國、皇、帝、ニ、請、回、自、府、ヲ、危、ク、ス、ル、恐、ア、ル、ノ、コ、ト、ヲ、ラ、ス
是、ト、日、時、朝、鮮、國、ノ、地、立、ツ、有、名、無、實、ト、為、ス、メ、ノ
ニ、シ、テ、右、一、將、東、極、東、永、久、ノ、平、和、ニ、村、ニ、降、害、ヲ、与、フ
ハ、エ、ノ、ト、認、ム、因、テ、露、國、政、府、ハ、日、本、皇、帝、陛、下、ノ、改、府
ニ、向、テ、重、テ、其、誠、實、ト、シ、友、誼、ヲ、表、セ、ル、カ、為、リ、茲、ニ、日

本國政府：勸告スルニ遼東半島ヲ確然領有スルニ
トシ放棄ス一テハコトヲ以テコトアリ（独佛兩國政
府ノ勸告々其意味本文露國政府ノ勸告ト大同小
異ヤルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス○露独佛三國干涉聯
合ニ由テ俄國ノ間ニ成立シタルモノト自ラ所段ニ
詳述ス可シト是ハ元來此ニ國ハ既ニ相提推テシテ
干涉ス可キ約東協同シタル上ニ其各自ノ代表者
々一在東京ノ露独佛若公使ノ選動ニ無論ニ一齊
ニ出ツ可キ筈ヤルニ彼等ノ為初ニ進退頭ハ齟齬シ
タリ一甚ニ怪ハ可キモノアリ四月二十日ニ独王公
使一人外務省：來リ林次官：面晤シ本國政府
ヨリ極メテ重要ナル訓令ヲ受領シタルニ依リ今其

國名ヲ明言スル者ハ一ナシハ昨日其國ハ公使ト共
來者ニ一テハ外務大臣或ハ内閣總理大臣：面談
シテシト云ハル林次官ハ之ニ對シ伊藤陸奧兩大
臣トモ東京：居ラス特ニ外務大臣ハ病氣ナリ故
ニ何事カハ知ラネトモ自分代リヲ兼ル（シト云ハル）
由リ内公使ハ然ラハ明日他ノ公使ト曰クアリシト據
約シ置キナカラ聖テ一曰：至リ何事カ故障アリ
ト云ヒ一日正引ヒムコトヲ求メ來リ其翌日ト
并他ノ公使ト伴シテ來會スルノ途ニ至ラズ斯ク遷
延ニ遷延ヲ重ネ漸ク今日：及ヒ三國公使打揃ヒテ
來者ニハコトナリタリタリハ露佛兩公使ハ其本國ノ
訓令ヲ受ケルニト遷延セシ由ハト云フニ國政府事

ノ意慮、出テ其代表者、訓示スル手續上、一致シテ
キタルヲ奉ルニ足ル。林次官ハ直ヤ、此方アル余ト
薩島、在ハ伊藤總理ト、電票シテ指揮ヲ乞フ
今我事件、由來スル所ヲ究メ、吾國聯合ノ本原ヲ
紙不且ツ之ヲ討シ他ノ所未若國ノ形勢如何ナリシヤ
ヲ觀察スル一暫リ白章、讓リ茲、先ツ當時此事變
ニ對シ我カ政府ノ如何ナル措置ヲ執リシカラ、記述スル
是ヨリ、先キ余ハ在露國西公使及在暹國青木公使
電報ニ據リ、政州強國ノ内ニ必ス下南洋條約ニ對シ何
事カ干渉シ来ル一干模様アルヲ察シ、因テ舞子ヨ
リ伊藤總理ニ電照シ、青木西兩公使ノ電報ニ據リ、
此州若大國ヨリ強カノ干渉来ル一干到底免レリカ

大慶堂板

如シ是、最初歐洲若大國、對シ我清國ニ要求スル一干
條件ヲ宣明セサリシニ依リ、彼等々今日初ラ公然之
ヲ彙知シ、ハ其ナリ故、其故障ヲ申出ル機會ヲ得
タハ、ハ可シ即チ我政府ヲ若シ当初、歐洲大國、對
シ我要求條件ヲ示シ、ラレ、其時起ル一干問題カ
今日、至リテ來ル、ハハモノト見ル、外ナシ然レハ我政
府、最早騎虎、靴カナレ、如何ナハ危險ヲ冒ス、即今
ノ地位ヲ維持シ、一歩モ讓ラザルノ決心ヲ示ス、外他策
ナカハ、可シ貴大臣ノ御考如何御腹藏ナリ、御示シ
置キ下サレ、ト云、送テ置キ、ハ証同日間、モナシ
林次官ノ電信ヲ接皮シ、其形勢愈々容易ナラサ
ルヲ知レ、特ニ露國、昨來以來、其軍艦ヲ統々

東洋に集合し今下強大に海軍力ヲ日本支那ノ
沿岸に有る居ルにナラヌ昨今ノ形勢ヲ視テ也問
種々様々ノ流言飛語ヲ放ツモノカカラス就中露國
政府一既ニ此方面ノ諸港ニ碇泊スル同國艦隊ニ對
シテ二十四時間ニ何時ニシテ出帆シ得ルキ準備ヲ
為シ置リ一キ旨内命ヲ下セリトノ一事ハ頗る其實
アハカ如ク在リ此際我政府ノ措置如何ニ實ニ國
家ノ安危榮辱ノ上ニ重大ナル關係ヲ有スルヲ
以テ國ヨリ暴虎馮河ノ輕舉ヲ戒ム一キ一勿論ナリ
ト之然レド以來我海陸軍力流血暴骨百
戰百勝ノ軍印ヲ積ミ政府之再修濠ヲハ經營苦
心ヲ極メタル外交上ノ折衝ヲ重ス其結果ハ内外人

大坂堂板

民ノ希望ニ副ヘ候ハ賞賛ヲ博シトシ於テ皇
上ノ御批准サレ既ニ済ミタル條約中主要ノ一部ヲ烏
有ニ取セシムルカ如キ讓歩ヲナスニ於テハ假令有
司者タル吾儕ニ國家ノ長計ノ為メ胸中無量ノ
苦痛ヲ忍ビ更ニ將來ノ雅局ニ當ハルヲ避ケサルハ
此ト費慨スルニモ此憂報ノ後外間ニ表白スニ至ラハ
我海陸軍人ノ如何ニ激勵スルキヤ我國民一般ノ如
何ニ矢張り之キヤ外來ノ禍機ニ之ヲ輕減シ得ルト
スルニ之キヤ然レモ變動ノ如何ニ之ヲ抑制シ得ルキヤ
内外兩難ノ間輕重何レニ在ルキカト憂慮シテ是
ニ於テ余ハ為キ一應ニ彼等ノ勸告ヲ拒止シ一面ニハ
其底意ノ淺深ヲ探シ他ノ一面ニ我軍民ノ如何ニ

趨傾スルヤヲ察スル一人今日ノ急務ナリ（一）ト新案ヲ
下シ居ル際恰モ伊藤総理ヨリ「三國干涉ノ件ニハ
キ本日（四日）所前會議ヲ開カハ、依リ意見ヲ申越
ス可シト、電報アル因テ余ハ直ヤ「本大臣ノ意見
ハ大抵昨日申進シ置キタル如ク、此際今一懸我位
置ヲ維持シ一步ノ讓ラズ更ニ彼等將來ノ舉動
如何ヲ視テ再ニ廟議ヲ尽ク方知ハ（一）ト思フ併
ニ事蹟ハ重大ナル故ニ免ニ角ニ露佛仏三國改
府ニ別々ニ回答業ヲ俾リ、抑裁決ヲ伺フ可シ何
卒夫迄ニ廟議ヲ確定シキ様ニ願ヒタルト田中電
シタリ然レニ薩島ノ所前會議ハ（當時薩島ニ滞在
スル者伊藤総理ノ外山縣西郷陸海ニ大臣ノ）同日

リ余ハ再後ノ電報ヲ待ツ位ニ猶豫ニ「キ、アウリ
シ其高議ヲ進行シ而シテ今日伊藤総理提議ノ要領
ハ（露）假令新ニ敵國増加、不幸ニ曹遇スル也
此際漸次露佛勸告ヲ拒絶スル乎（亦ニ）茲ニ
列國會議ヲ招請シ遼東半島ノ問題ヲ談會後、
於テ處理スル乎（亦ニ）此際寧ルニ三國ノ勸告ハ
全キニ之ヲ聽容シ清國ニ向テ遼東半島ヲ恩惠的
ニ還附スル乎（三策）中其一ヲ採ル可シトカフ、
在リ此席文武若大臣ノ孰シモ互覆テ寧ク討論
ヲ尽シタルモ伊藤総理ノ第一策ニ付クハ當時我々
清軍ハ全國ノ精銳ヲ悉クシテ遼東半島ニ駐屯シ
新陳力ノ艦隊ハ悉ク澎湖島ニ派兵シ内國海陸

軍備一殆ト空虚ナリトシテラマ 昨年東長日月間
戦闘ヲ継続シタリ我艦隊ハ因ヨリ人員軍需共
ニ既ニ疲勞甚ク告ケタリ今日、於テ三國聯合ノ
海軍ニ論ナリ露國艦隊ノシト抗戦スルニ其
ノ費束ナキ次ナリ故ニ今一才三國トシテ
親ツ破ル可カラズ新ニ敵國ツカハシテ得策
ニアラスト決定シ次ニ其才ニ策ハ意気寛大ナルヲ
示スニ是ハ如キモ餘ノ言ヒ甲斐ナキ嫌アリトシ遂
ニ其才ニ策即チ列國會議ヲ招請シテ本問題ヲ處
理ス可シト廟議担、協定シ年藤総理ハ即夜蘆島
ヲ築シ翌ホ五日曉天余ヲ舞子ニ詔シ御前會議ノ
結論ヲ示シ尚余ノ意見アリト云ハレト云ハレ

以 大慶堂

此時松方野村兩大臣之恰々京都ヨリ舞子ニ來會セ
シニ依リ孰レ余ヲ病床ヲ繞リて鼎坐シ茲ニ再ニ協議ハ
開ケタリ余ハ一昨日東兩閣年藤総理ニ電シテ
一趣意ヲ再演シ免レ角モ露國佛三國ノ勸告ハ
一應之ヲ拒絶シ彼等ノ將來如何ト運動ヲス
レキヤフヲ視察シ深ク彼等ノ意ヲ推察シタリ
上ニ外交上ニ轉ニ策ヲ講スレト云ハレタリ
藤総理ハ此際豫ノ其結果如何ヲ推察セシテ平
然ニ大強國ノ勸告ヲ拒絶スルハ事頗ハ無謀ナラ
ズヤ且ツ露國ノ來以來、舉動ハ今更ニ其意
ノ深キヲ探ルニシテナリ甚ク明白ナルヲ判ル
殊更ニ我ヨリ之ヲ挑撥シテ彼等ニ道徳ノ以實ヲ与ハル

其危險甚多況シヤ^危機將：機微之際：暴徒ヤ
ハトスル：臨：所謂外交上一轉ノ策ニ亦之ヲ講スル
ノ全地ヤハハヤ：於ヲオヤト余ノ説ヲ論駁シ松
方野村ノ兩大臣モ亦均シク伊藤總理ノ論旨：左袒
タリ衆論右ノ如クナレ上ノ年ノ自説ヲ撤回スルコト
者ナラサレ然レニ伊藤總理ノ前會議ノ結論ト
シテ看シ来レハ列國會議ノ説一全ノ同意ヲ表スル
ニ推シトシタル所タリ其理由ハ今茲：列國會
議ヲ招清セムトセ一対馬者ニ露地佛王國ノ外交
トモ為ニニ大國ヲ加ヘサレハカラス而シテ此五六大國
カ所謂列國會議ニ参列スルヲ承諾スルヤ否ヤ
良シヤ孰シ之ヲ承諾シヨリトスルニ實地ニ其會

議ヲ開ク迄：ハ許多ノ日月ヲ要ス可ク而シテ日清
講和條約批准交換ノ期日ハ既：目前ニ迫ラ久シク
和戰未定ノ間：彷徨スルニ徒ニ吾向ノ困難ヲ増長ス
可ク又凡ソ此種ノ問題ニシテ一彼列國會議ニ付マ
ル：於テハ列國各々自己ノ利益切ナル利害ヲ主張ス
キハ必至ノ勢ニシテ會議ノ問題果シテ達東半島
ノ一事：限リ得レキヤ或ハ其議論枝葉ヨリ枝葉ヲ
啓生シ各國各々種々ノ注文ヲ擧ゲ出シ遂ニ下ノ國
際約ノ全條ヲ破滅スルニ至ルノ恐ヲキクハ是レ我ヨ
リ好シク更ニ歐洲大國ノ新干渉ヲ導クニ付シキ非計
ナル可シト云ヒタルニ伊藤總理松方野村兩大臣
モ亦余ノ説ヲ知ラト首肯シヨリ狀ニ如ク：此緊急

問題の處理スレキカト云フ。至リ廣島市前會議、北
テ既ニ方今ノ形勢新、敵國ヲ増カスルコト得計ニ
非ズト決定シ、ハ上ノ露、佛、三國ニシテ其干渉ヲ
極度迄進行シ、東ハキモトセ、兎ニ角我ハ彼等ノ
勸告ノ全部若シ一部ヲ承諾セサレバ得サレ、自然ノ
結果ナルハ、而シテ我國今ノ位置ハ目前此露、佛、
佛、三國干渉ノ雅問題ヲ控、居ハ外尚キ清國ト、和戰
未定ノ問題ヲ懸シ居、場合ヤレ、若シ今露、佛、
佛、三國トノ交渉ヲ久シクシ、清國或ハ其機ニ乘シテ
講和條約ノ批准ヲ加棄シ、逐ニ下ノ英條約ヲ故紙ニシテ
ニ取ルコトハ、ヤレ、モ斗ラシス故、我ハ兩個ノ問題
ヲ確然カ別ニシ、彼此相牽連スル所ヤカラシム、キ、様

留力セサレハ、カラス之ヲ約言スレハ、三國、討シテ一途
ニ全然後安セサレバ得サレ、至ルモ清國、討シテ一
一步ニ譲ラサレ、可シト決心シ、一直線ニ其ニ針ヲ進
ツテ進行スルハ、目下ノ急務ヤレ、リ、シト、然レ、
己野村外務大臣、即夜舞子ヲ発シ、廣島ニ赴キ、
右決議、趣ヲ、聖職ニ達シ、身ヲ、裁可ヲ經タリ、
然レ、此結論ハ、畢竟今在、百五計畫ヲ、尽シ、
萬々、已ルヲ、得サレ、時機ニ及レテ、施ス、キ、最、
覺悟シ、レ、夫々、ニ、為キ、種々、談判セ、
キ、事、ニ、シ、且、五月、一日、即チ、講和、條約、批准、交換、
ノ、期、目、迄、ハ、尚、十、有、余、日、ヲ、存、ス、レ、先、ツ、
三國ノ勸告ニ對シ、再ニ、理ヲ、悉シ、情ヲ、求、
其、勸告

ラ撤用セシムルハ威ハニク實和セシムルハカノ方策ヲ講じ
試ハ可ク斯ルスハ問ニ彼等カ将来如何ノ舉動ニ出
ツルカフモ視察し得可ク又他ノ一方ニ於テ我若シ
此際他ノニモ大國強權ヲ誘引し得ハ或ハ三國干涉
ノ勢力ヲ牽制シテ其熱度ヲ幾分カ冷却し得可ク
又假令遂ニ干戈相見ルハ不幸ニ陥ルモ尚ホ我獨力ヲ
以テ危難ヲ身ニ勝ルコト萬々ナリ可シ尤モ此事ヲ
行フニ時會餘リ短促ニシテ必成ノ功ヲ期スルカラ
サレドモ勿論ナレトモ免々角ニ我ニ總テノ計策ヲ
試験シテハ上ニアラサレハ容易ニ最近ノ決心ヲ
發表セサルハ一ト協定セリ因テ先ツ今用干渉ノ
張本メハ露國ノ意向ヲ確知スルハ最モ肝要ナリトシ

直ニ西公使ニ向ヒ一ノ電訓ヲ發シテ其概要ハ日清講和
條約ニ既ニ我皇ノ御批准迄済ミ今口及ニ遼
東半島ヲ抛棄スル一願ハ至極トスル所ナリ是ヲ以
テ貴官ハ露國政府ニ向テ従来日露兩國永年親
善ナル善隣ノ關係ヲ傷ムルハ得策ニアラサルヲ
シ思フナラハ今用ノ勸告ヲ今一懇再考セムコト
ヲ望ムト要求セラレ可シ且日本カ将来遼東半
島ヲ永久ニ領スルニ露國ノ利益ヲ危殆ナラシメサ
ルハ勿論朝鮮ノ權ニ關シテ日本政府ニ如何様ニ
モ露國政府ヲシテ充分満足セシムルハ一トノ意ヲモ
附言ス可シト訓令シテ抑露國政府ニ既ニ充分
決意ト上ニ必要ノ準備ヲ整ヘ茲ニ拙佛ヲ誘引シテ

干渉ノ端ヲ啓キ来リタリトシ我ヨリ早ニ彼等
ノ再考ヲ求メクシトテ容易ニ其初志ヲ翻クキ筈ナ
カレキハ大抵豫測スルキトシ其第一ニ斯ルセリ
シハ西諸國政府ノ本意浮沈ヲ確知スル由ナラズ
利得来ノ決心ヲ專定スルハト雖ヨリオシニ斯ルハ問我
若シオシ三者タレ英國其他諸大國ノ意向如何ヲ推
測スルハ機會ヲ得ハ或ハ意外ナク強援ヲ誘致シ来
ルトヤハ可シト思ヒ西公使ニ發電シタリ由更ニ
余一加藤公使ニ訓電シ英國政府ニ向セ今般西諸國
佛三國干渉ノ事更ニ腹藏ナク暴露セシノ且ツ滿
洲東北部及朝鮮ノ北部ニ對スル西諸國カ包藏シ
居ニ覬覦ニ此般西諸國ノ干渉ニ因ラズヲ推察スルハ足

レリ日本政府ハ此事ニ莫シ英國ノ利害ハ決シテ他ノ歐
洲各國ト全一テラサレテ事實アルハ認メ自下ノ形勢頗
ルハ迫、際我政府ハ如何ナリ程度迄ニ英國ノ助力
ヲ希望シ得ルキカトノ意味ヲ以テ内奏ニ英國政府ノ
意見ヲ聞ク可シト年々又同時ニ栗野公使ニ電訓
シ日本政府ハ友邦ノ正名ナク是語ヲ無視スルニ
ハラス然レテ遼東半島ノ割地ハ清國ヨリ我ニ讓出シ
タレ所ニシテ其條約ハ既ニ我ニ呈上ノ御批准ヲ經
タリ今日ニ在テ之ヲ拋棄スルハ甚ク至難トスルハ也
ナルノミナラズ日本政府ハ實ニ之ヲ拋棄スルハ中
必要アルヲ認メ若シ未圖カ是迄平和恢復ノ爲メ
尽サレタル友誼ヲ今一歩進メラシ特ニ該半島ノ割

地：新し異議ヲ抱キ居ル露國ニ向テ其再考ヲ勸
告スルノ勞ヲ取ルニトシテ肯セラルルニ或一此未定ノ問題
ヲ満足ニ妥了スルハシ得可シ且日本政府ニ露國
三國ノ進動カ或一請國ヲ誘引シテ條約ノ批准ヲ拒
止セシメ遂ニ再ニ砲火相見ルルニヒラシテ得サレ
ニトテ恐ハスル出来事ニ成ル可ク未嘗ニ防遏
ル者ノ内幕ニ未國ノ友誼協カシ望ムサレテ得スト
旨ヲ未國政府ニ告ぐ可シト余シタリ然レニ日月
ニ十七日露國辛奈西公使、回電ニ云四月二十五日ノ電
訓：基キ本官ハ昨日露國外務大臣ト長時間ノ
弁論ヲ費シカシテ露國政府ヲシテ我請求
新ニ都合好キ回答ヲ為サシメルトシテ向大臣ノ顔

加藤公使ヨリ
亦回電

色稍、感動スル所ナレハ、如ク見受ケ今一應
露國皇帝ノ慮慮ヲ伺フ（シト約セリ堅ハ）今日ニ至
リ露國皇帝ハ日本ノ請求ニ露國ノ勸告ヲ翻サシム
ルニ足ルキ十分ノ理由アラスト故テ之ヲ
容納シ給ハスト旨ヲ述（タリ目下露國政府ニ達
服シテオテツサレシ派遣シ軍隊回漕ノ準備中ナリト露
國ニ故ニ露國ノ干渉ニ重大ナレキニ一候期
テ覺悟シ置カレ、言安全ナル可シト余ニ露國ノ回答
ハ大概斯ノ如キモノナリ可シト一候期ヤシ所ナリ
シテ露國ノ如何ニ我請求ニ對シ回答セシカ悟カニ西
公使ノ回電ト同日倫敦發加藤公使ノ電報一此時
到來セリ加藤公使ノ彙ニ余ノ電訓ニ接カレヤ直ヤ

英国外務大臣：爾見ヲ求ノ具サ：材政府ノ希望ヲ求
ヘタハニキムベリシ伯爵一頓ニ日本：對シ好情ヲ抱
キ居ハ様子ナレバ該大臣：此事件：莫シ英國改
符一切干渉セサハト：決定シ居シテ而シテ今
英國ノ日本：協カスルコト：折々一ノ干渉：外ヲラ
ズ事待一新面目ヲ開クコトナハラフ内閣總理大
臣ハローズベリシ伯爵ト相談ノ上：アラサレ何事ニ
用者シ難シト事ヲ述（且ツ露：佛：英：國ハ果シ
テ何程迄其意義ヲ主張スハヤ）確知セサレバ
形勢頗ハ容易ナラリハ故：日本：之ニ對シ十二分
ニ遺憾ムハツ得策トス可シ英國一平和ヲ望ムラ以
テ日本カ歐洲各國ト交戦：至ハラ欲セサレハ勿論日

清戦争ノ継続スルコトニ亦甚ク好ムサハ知ナレハ
目下ノ高藤ヲ解除ス可キ機會ナレハ必々尽カスル
コトヲ怠ラリハ可シ但シ英國ノ日本：對シ友情ヲ
抱クトモ此際佛：英：國ニ亦友邦ノコトナレハ英國
ハ此際彼此酌量シテ其威嚴上自己ノ決断ト責任トヲ
以テ運動スルハ外ナシト附言シテ加藤公使ハ此時既
ニ在伊國高平公使ノ電照ニテ伊國政府ノ意見ヲ
推知シ居タリニ依リ英國外務大臣：向々暗ニ此際事
トナラシ結々可キ名案ナキヤト聞ヒタレシ向大臣
ハ吾ト者ヘタリノニ向我請求：對スル英國政府ノ確
信アリ次第更ニ電稟ス可シト云ヒ越シ尋テ廿九日
倫敦英口公使ノ電報ニ依リ英國外務大臣ハ口公使：

対し英國政府曩ニ局外中立ヲ守ルニ一決シタシ
ハ今固之亦今一ノ意向ヲ維持セリト欲ク英國ニ日
本ニ対し最モ懇篤ナル友情ヲ抱キ居レバ何時ノ自
國ノ利益ヲモ考ヘサルヲ得ニ故ニ今日日本ノ提議ニ協同
シラ日本ノ効カスニ克ハニ但露國ノ眞實ニ決心ス
ル所ヤルカ如シト云々深ク注意シテ與ニクリト報シ来
シリ之ヲ要スルニ英國ハ半存半亡間ニ我請求ヲ謝絶
シタリニ過キス又同日栗野公使ノ來電ニ據レテ未
國ニ務大臣ハ局外中立ノ至意ト矛盾セサル限リ
日本ト協カスルニトテ承諾セリ而シテ講和條約ノ批准
ノ件ハ在北京米國公使ニ電訓シテ速ニ實行スル
ヲ清國ニ報告セシム可シト云々トマツ米國ノ政綱ヨリ

云ハ此國爲ニ實ニ相善ノ諸國ニシテ其我國ニ對ス
友情ノ薄キナリシハ視ル可シ去リテラ局外中立ノ
範圍内ニ於ケル協カト云ハ其極端ノ援助ヲ望ム
ニ足ラス然レバ此間吾人シテ稍モ意外ノ感費ヲ起
サシトタレバ此事件ニ至ルニ伊國政府ノ舉動ナリ
此事ニ付在伊國高平公使ノ來電ニ後章ニ記述スル
所アリ可シ蓋シ伊國ハ近來我國ニ對シ頗ル好情ヲ
抱キ居ルニトハ歐洲大陸諸國中率先シテ我條約改
正ノ提議ヲ容シ會商僅ニ數回此一大事業ニ終局
ヲ告ケタルハフのみヲ知ルニ足レ然レバ露國佛國
干渉ノ突起スルニ付、伊國ハ自ラ奮テ英米兩國ニ
對シテ此三大強國ノ連衡ニ反對ニ位置シテ之ヲ

ニストノ味心ヲ示スに至リシ一持ニ我國ニ対スル好情ノ一
ノ外何事カ別ニ歐洲的改略ノ真係上斯止運動ニ
出ツルノ必要アリシトテハ可シと思ヒタレモ伊國
ノ衷情如何ヲ問フニ及ハズ今伊國カ我國ノ味亦多
クハ位置ニ立ムトスハ一我ニアツテニ意外ノ僥倖ト云
ハリハテ得ル之ヲ要ス今同ノ事件ニ及シ伊國政府カ
我國ニ對スル意向一初メヨク英米兩國ニ比較スレバ頗ハ
積極的ノ傾向アリシ一疑ナシ然レハ英國既ニ高外中五
ノ範圍外ニ奮起シテ我ニ援助ヲ与フルモト云フ以
上ニ伊國米國カ何程我ニ對スル好意ヲ表スルニ危機
一袋ノ際材背任ノ強援トシテ倚賴スルカラサハヤ明
白ナリ

以上改米匪國ノ現象ニ我在外若外交官カ僅々數日
ノ間畢生ノ力ヲ尽シ百言周旋シテ然軍ニ出タハス
ノ多ヤハハレシ此レは今其形跡ニ就キ之ヲ云ハレカ為
ナシ露俄佛三國ヲシテ其干涉ノ方向ヲ轉シ表ルハ其
程度ヲ弱メシムルニ非ス亦自餘ノカ三門ヨリハ多クハ好意同
情ヲ博シタカルニ足ラズ其力カ的強援ヲ得ルニモ非ス畢竟
名次電報ノ言ハルニ時僅ニ我政府ノ向ヒ一類昇一突ツテ一々
ル材種ニ過キストシテマシム然レは抑モ三國干涉ノ來ルシハ實ニ急
遽ニシテ其ニ對スル計畫モ亦咄嗟ノ間ニ處辦セムハ可クハ事
タリ和國ニ向ヒ突然其援助ヲホレルコトハ初メテ其志成ツ期
スハカラス即ケ僅ニ上乗ニテ結果ニ止マリ先モ其誠ニ止ムヲ得
ザルハ其ノ事ニ敗歟ハ完ニ向ヒ以際我在外若外交官ノ表

ん証^レ表^レ敷^セキト欲^スカ^ニ下^リ閣^下条^約ノ批准^{交換}ニ依^リ
日本^國名^義ト威^嚴トヲ先^フレタ^ル後^ニ於^テ別^ニ追加^定約^リ
少^ク該^条約^中ハ在^リ修正^ヲ加^フコト^ニ同意^ス(第一)日本^以存^ハ
其^奉天^奉島^ニ於^ケん永^代に領^権ハ金^州廳^ヲ除^ク外^ニ總^テ
之^ヲ拋^棄ス但^シ日本^國ハ清^國ト商^議ノ上^ニ其^拋棄^スル^レ領^土
對^シ其^報酬^トシ^テ相當^ノ金^額ヲ定^ムコト^スア^ルコト^モ(第二)英^シト^モ
日本^政府^人清^國ニ於^テ講^和条^約ノ義務^ヲ全^然履行^ス迄^前
記^ノ領^土ヲ担保^トシ^テ在^ル領^土ノ権^限ニト^シ知^ハル^{コト}(同時^ニ青^島本^館
刻^シテ^報濟^西國^政府^ニ提出^セル^{コト}ハ^實質^者ハ^全ク^一英^シト^モ西^公使^ハ五^日主^日
存^スル^{コト}ト^スル^{コト}ハ^實質^者ハ^全ク^一英^シト^モ西^公使^ハ五^日主^日
露^京電^報ヲ^テ在^ル領^土ノ回^電セ^リ「本^使ハ^本月^一日^我以^存
ノ^覺察^ヲ露^國以^存へ^提出^シカ^ツ担保^ヲ請^辨シ^テ我^提出^シ
費^カト^シタ^リ日本^ニ至^リ露^國外^務大^臣ハ露^國以^存我^覺察^者

ニ對^シ満足^スル^能ク^ト言^明シ且^昨日^内閣^會議^ヲ開^キテ露^國ハ徹^頭
徹^尾日本^國力^ヲ旅^順に^ツ占^領ス^ル障^害ナ^リト認^ムル^{コト}南^滿當^初
初^ノ勅^告ヲ^テ主^張シ^テ勸^告ス^ル一^レ旨^ヲ決^議シ^テ以^テ法^議ハ露^國
皇帝^ノ裁^可ヲ^待ツ^ルコト^ニ決^シテ本^使ハ滿^洲ノ精^神ヲ^離キ
痛^論苦^言シ^テ以^テ遂^ニ露^國政^府ヲ^テ其^初志^ヲ回^サシ^ル能^ハカ^サリ
此^レ品^モ遺憾^ナク^ト思^ハル^{コト}且^フ四^日廿^九日^露京^電報^同公^使別
電^ニモ露^國ノ意^旨ハ一旦^{日本}カ^違東^奉島^ヲ於^テ巨^津港^ヲ領^有
ス^ル其^勢力^ハ同^奉島^内ニ^局限^セル^{コト}ヲ^將來^遂ニ^{朝鮮}全^國并^ニ
滿^洲北^部豐^饒ノ地^方ヲ^モ併^吞ス^ル海^陸ニ^露國^ノ領^土ヲ^危ク^スル^{コト}
ト^ノ鬼^胎ヲ^懷キ^居ル^極大^ノ憂^ヲ云^ヒ來^リタ^ルコト^ハ露^國人^ノ猜^疑眼^ヲ
我國^ヲ視^シ其^臆測^頗ハ^過大^ニ失^スカ^ルコト^ハ先^モ角^モ其^内心^ノ
日本^ヲシ^テ清^國大^陸ニ^於テ^オ士^大壞^タリ^トモ^信疑^也シ^テ在^ルハ

炳矣大ツ暗ルカ如シ以テ我ニ於テ砲火ヲ其由直ク決スル覺
悟ナクシテ逐ラニ尊想ノ間ニ批衡スルハ頗ル無益ノ事ニ屬シ且以頃
清國ハ既ニ三國干渉ノ事ヲ口實トシ批准交換ノ期限ヲ延引
セシメテ提議シ來シテ而シテ清國カ以提議ヲ為セシムルニ露國
教唆ニ由ラタハキトハ頗ル信據スルキ事実アリ斯ル形勢ヲ何時
マテモ継続スルコトニ外交上兩國未定ノ問題ヲ錯雜セシムル處ニ
所謂蛇足ト稱スルヲ捕提シ得サレノ馬ヲ捉ルノ虞アリ余ハ最早当初ノ
廟議ニ基キ遠東三國ニ對シテハ全英讓歩スルニ清國ニ對シテハ
一步モ讓ラズテ極意ヲ盡行スル時機トシテ所定シ五月四日ヲ以テ
余カ京都ノ旅寓ニ於テ當時滯京ノ関係及ビ本邦官ノ重臣
ヲ會合シ（翌日明治三十二年六月三日）外務大臣大藏大臣海軍大臣
勸告ハ全英ニテ聽察シ先テ外交上一方ノ葛藤ヲ判断シ他ノ

一方ニ於ケル批准交換ノ事ハ毫モ猶豫セシテ之ヲ新行セシムル
陽謀多ク（キ）テテ陳シルハ席ノ文武重官孰モ刻下ノ危機ニ對スル
措置トシテ余ノ提議ノ大旨ニ於テハ固ヨリ異議シテ然レモシテ
カリシモ斯ル重要問題ヲ議スルニ帝体トシテ大旨ノ主義存
ラハ既ニ一致相同シタルモ後モ尚ホ之ニ附帯スル未定細目ニ至
ラハ徃々各自ノ意見相付合スル能ハザル所アリ為テ今會議ハ
昨ニ下月ヲ盡シタリ今其一向ヲ禁ずルハ三國干渉ノ結果トシ
テ遠東半島ヲ清國ニ還附スルハ實ニ已ロシテ得サルコトトシテ還
附スルモセヨ其ニテ還附スル条件トシテ表キノ價金ヲ要求スルキカ
或ハ全ク無条件ニテ恩惠的ニ還附スルキカ表シ表キノ金ヲ
必要トスルハ豫メ露國ハ勿論也ノ二國ニモ折明ケテ其内謀
駐認ヲ取り置カサレハ他日復々面倒ヲ惹起スルコトヲ要スルナ

將來ノ事局ヲ遠慮スルヲ 議論トシテハ 一應尤大ニ次方ナレバ余ハ幸
向懸ニ聞シ今日迄露國ニ對シテ手ヲ尽シ置リ換テ再ニ談判モシ懸
利モシテトモ 往ハ復テ其初志ヲ 斷カサズ 尙モ我希望ヲ容ト
ルニトナキニ今日我ハ主矣 往等ノ 勅告ニ從フ旨ヲ云フト 同時ニ奧ニ
感ル条件ニ任キ 往等ノ 内諾 既認ヲ得ルニト云フ 成メ重テ彼等ヲ
シテ我事情如何ヲ 疑ハシムル 計ノ 薄タルモノニアラス 且豫メ彼等
内諾 既認ヲ得ルニト云フ 若シ 往等ヲ尙ホ 相強クモ遠東ヲ島
還附ニ任キ 向ボノ 条件ヲ云フス 一カラスト云ハ、今日ノ 場合我ヲ復
ニ 抗議スル能クハ 一國ニ對テ 同答ハ 奇麗ニ生リ 其忠
告ヲ 納ムルノ 一事ニ止メ 遠東ヲ 島還附ノ 条件有樂ニ言ヒ 奈
サスラ 他日 外交上 自由ノ 餘地ヲ 存シ 置リ 方 樂ニト云ハ 一
ニ 伊藤總理ハ 最初ヨリ 全ト 同説ヲ 主持シ 辰タルニ 日ハ 他ノ 國

大坂 大坂

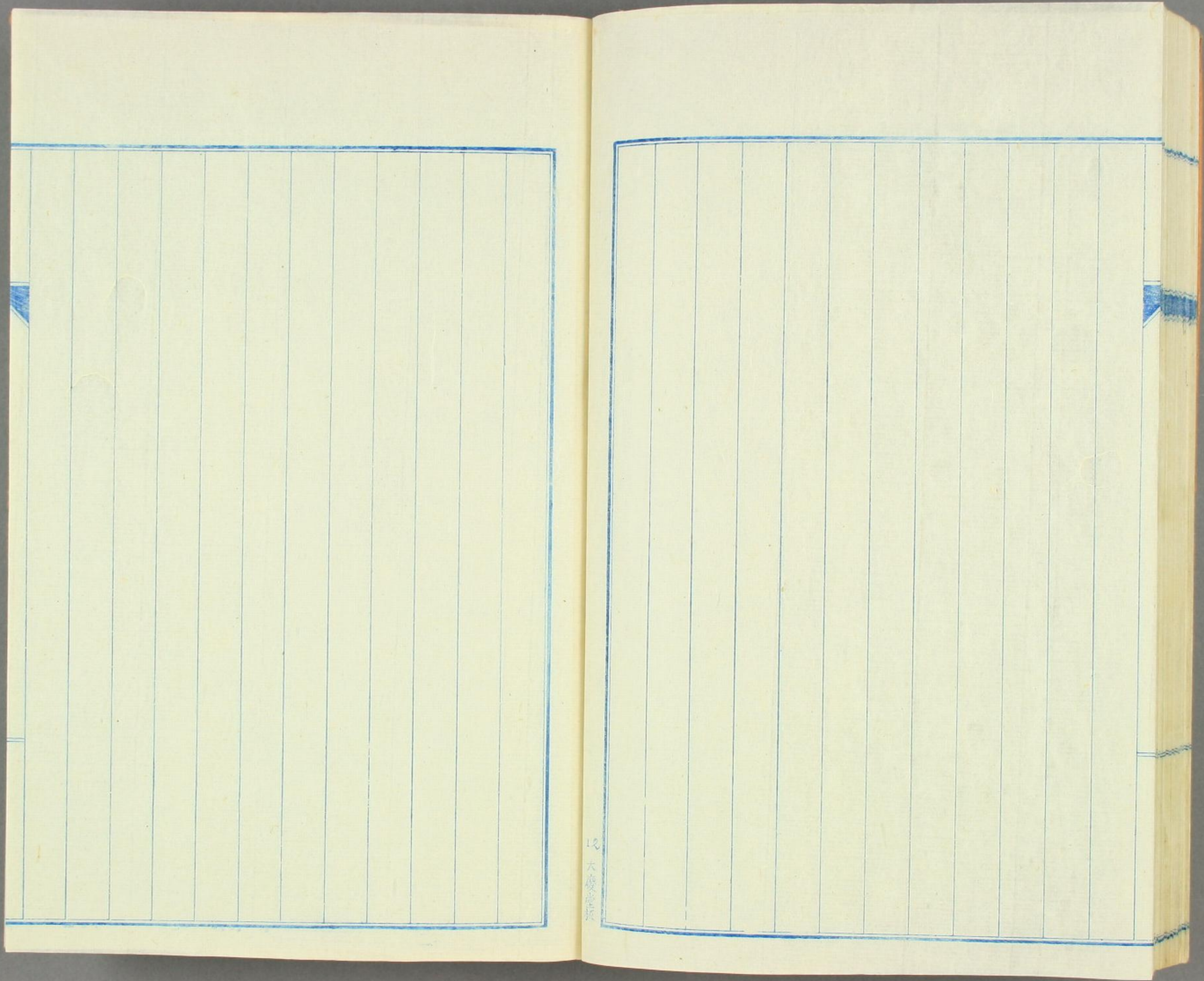
條モ 邊ニ 其議ニ 同シタリ 斯ク 衆議 漸ク 纏リ 夫レトキ 年ハ 三國
ニ 對テ 同答 案トシテ 日本 帝國 政府ハ 露 独 佛 三國 政府ノ 友
誼 アル 忠告ニ 基キ 奉天 奉天 島ヲ 永久ニ 所領ス 之トシ 拋棄スル
ヲ 約ス トノ 案 前ハ 不見 骨ヲ 草シ 周議 決定ノ 上 伊藤 總理ハ 直
ク 右 案 案ヲ 携帶シ 宮中ニ 伺候シ 聖裁ヲ 仰キ 再々 全ノ
旅 寓ニ 來會セシ 時ハ 既ニ 夜ニ 及リ 同答 案ハ 直ク 露 独 佛 三國 駐
劄ノ 日本 公使ニ 達訓シテ 各自ノ 駐劄 國 政府ニ 向ヒ 該 實書ヲ 提
出セシメ タリ 之ニ 對シ 五月 九日 在 東京 露 國 公使ハ 其 政府ノ 訓令ヲ
奉テ 外務 省ニ 來リ 露 國 皇帝ノ 政府ハ 日本 國カ 遠東 奉天 島
ノ 永久 占領 權ヲ 拋棄スルノ 旨ヲ 得 日本 皇帝ノ 政府カ 以
措 置ニ 依リ 重ク 其 高見ヲ 勅 表セシタルヲ 認メ 山内ノ 手 和
ノ 為メ 露ニ 其 祝辭ヲ 述ブ ト云ヒ 三國 干涉ノ 難 問題モ 茲ニ 一先ツ

其局ヲ結ヒシヨリ(此日松井西國ノ公使ヲ名其政府ノ刻シテ奉シテ宣旨スル
所アリ其趣意密國中事ト公使ノ所立ト大抵相同シキヲ
フシ云々三三
ヲ指シス)

本意ノ記述ハ本年四月廿三日露俄佛三國以存マシ下ノ関
條約ニ對シ異議ヲ申スルニ始マリ五月九日在三國以存カ我
江有回答ニ對シ満足スル旨ヲ宣旨シタルニ終レリ然ルニ以
時愼モ 皇上一ニ廣島大卒官ヲ京都ニ行幸マラセラ
ルニキ御豫定アリ四月廿七日廣島ヲ發シ京都ニ遷ラセラシ
伊藤總理ハ四月廿四日ノ夜廣島ヲ發シ二十九日掛曉舞
子ニ來リ同所ニ滯留スル兩日兵庫ヲ鳳輦ニ扈從
シ京都ニ赴キ余ハ下ノ関條約調印ノ事ヲ復命セシ後四月
二十二日ヲ養病賜暇ヲ得テ播州舞子ニ滯在シ
皇上前御着聲後四月廿九日京都ニ赴キ松方野村

西大臣ハ廣島ヲ發シ前所先發トシテ京都ニ滯在シ四月
二十五日伊藤總理ヲ舞子ニ來會スルニキ在兩大臣モ亦京
都ヨリ同所ニ來リ松方大臣ハ即日歸京シ野村大臣ハ舞
子ニテハ決議ヲ上奏シ裁可ヲ乞フ為メ即夜舞子ヨリ廣島
ニ赴キ舞子ヲ先發トシテ京都ニ遷リ西御大臣ハ以向始
終廣島ニ滯在シ 聖駕ニ扈從シ京都ニ赴キ山縣大
臣ハ舞子ニテハ決議 所裁可ノ旨直クニ旅順口ニ出發
シ小松總督官初メ帷幕ノ重臣ニ向テ舞子ニテハ決
議・関スル敕命ヲ傳達シタル旨上直クニ京都ニ歸來シ
タリ在ノ如ク僅ニ十七日ノ間 皇上一ニ廣島ヲ京都ニ
御勸遊遊ハサシ其前後閣臣ハ各所ニ散在シ居タル故ニ
本意ノ記述文中要重要ノ関議ハ或ハ廣島・舞子ノ

又六席部ニ開カレタニトナレテ本記左中逐一其場所ナク
各評記タニ能ハ所ナリ
智云ニ記述タニ同閑片ヲ去就
復ノ時日ヲ見テ本記中ノ重要事件カ何所ニ於テ何ノ間
ニ評議セシメタリ見ルヘシ



以下全て

白紙

